

資料 6 - 3

別表

# 制度所管省庁等の主な取組状況

## 1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-1】</p> <p>【改革事項】 研究者の在留期間を5年とする運用の確保</p> <p>【根拠法令】 出入国管理及び難民認定法(第二条の二) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成18年5月24日法律第43号)</p> <p>【概要】 研究者の在留期間の上限を5年とする改正入管法が成立(平成18年11月施行)。今後、上記改正出入国管理法と同時に施行された、事業活動の要件を定める法務省令に基づき、在留期間を原則5年とする対象となる公私の機関が指定されるが、その指定範囲を可能な限り広くするなど、優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現に向けた運用を行う。</p> <p>【実施時期】 平成18年11月以降逐次措置</p>	法務省	「出入国管理及び難民認定法」及び「出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令」に基づいて対象となる公私の機関(2008年3月現在、東京大学、理化学研究所など161機関)を指定し、制度の円滑な運用を行っている。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-2】</p> <p>【改革事項】 研究者の在留資格に係る手続の簡素化</p> <p>【根拠法令】 出入国管理及び難民認定法施行規則(第二十条、第二十一条)</p> <p>【概要】 現在の申請取次制度に加えて、事務手続きの迅速化の方策として、郵送手続きの導入、さらには電子申請への移行についても検討する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度より検討・平成20年度結論</p>	法務省	現在の申請取次制度に加えて、事務手続きの迅速化の方策として、郵送手続きの導入や電子申請への移行については、当該手続の導入による審査事務への影響等を勘案しつつ、現在検討中。今後、郵送手続きの導入や電子申請への移行については、平成20年度中にその方向性の結論を得る予定。

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-3】</p> <p><b>【改革事項】</b> 外国人留学生の大学および大学院における「専攻」と就職後の「業種」、「職種」の一致要件の緩和</p> <p><b>【根拠法令】</b> 出入国管理及び難民認定法(第二十条) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p> <p><b>【概要】</b> 「専攻」と就職後の「業種」、「職種」の一致要件の緩和と、その周知徹底を図る。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 18 年度以降実施</p>	<p>法務省</p>	<p>外国人留学生の「専攻」内容と就職後の「業種」、「職種」の一致については、当該外国人留学生の就職後の活動内容等を勘案しながら弾力的に審査を行っており、またその取扱いについては、地方入国管理局に対する種々の会合、研修等の機会を捉えて、周知を図っている。</p> <p>今後も、地方入国管理局に対する種々の会合、研修等の機会を捉えて周知を図っていく。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-4】</p> <p><b>【改革事項】</b> 学位取得者の就職活動のための滞在期間の一層の延長</p> <p><b>【根拠法令】</b> 出入国管理及び難民認定法(第二条の二)</p> <p><b>【概要】</b> 在留資格の「特定活動」の一つとして、留学生の卒業後の就職活動やインターンシップを明確に位置づけることを検討する。また、本年 3 月の出入国管理法運用改善(就職内定者の採用までの滞在延長)の効果を見据えつつ、素行に問題がなく優秀な成績を修め、修士や博士等の高度な学位を日本で取得し、引き続き日本での就職を希望する留学生については、在留期間を現行の 180 日から諸外国並の 1 年に延長するよう検討する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 18 年度検討開始・平成 20 年度結論。問題がないと判断された事項から逐次実施</p>	<p>法務省</p>	<p>外国人留学生による卒業後の就職活動については、現在、「留学」から「短期滞在(90日)」への在留資格変更を許可し、最長 180 日間求職のため滞在すること等を可能としている。就職活動のための滞在期間の一層の延長については、これまでの運用状況等を勘案しつつ、現在検討している。</p> <p>今後、これらの運用実績を積み重ねた上で、検討を進めていきたい。</p> <p>(参考) ※統計は暦年ベース 継続就職活動を目的とした「短期滞在」等への在留資格変更許可件数について。 平成17年 [在留資格留学 129,568 件] 大学卒業後の就職活動 212件、内定後の継続在留 - 平成18年 [在留資格留学 131,789 件] 大学卒業後の就職活動 484件、内定後の継続在留 7件 平成19年(速報値) 大学卒業後の就職活動 994件、内定後の継続在留 12件</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況								
<p>整理番号【1-5】</p> <p><b>【改革事項】</b> 研究者の永住許可要件の緩和</p> <p><b>【根拠法令】</b> 出入国管理及び難民認定法(第二十二條) 永住許可に関するガイドライン</p> <p><b>【概要】</b> 第3期科学技術基本計画中有る世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点に招聘される優秀な研究者や、例えば世界的な賞の受賞者等で、素行、独立生計に問題がない場合は、在留実績3年でも永住を認めるよう、制度改革の主旨に沿って運用を更に緩和する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成18年度以降逐次措置</p>	<p>法務省</p>	<p>特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者の永住許可を弾力的に行うことについては、平成15年4月から、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業として構造改革特別区域計画の認定を行っており、また、平成18年4月から、外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業として地域再生計画の認定を行っている。こうした支援措置によって、当該外国人研究者の在留許可にあたって在留実績を3年以上に短縮する弾力的な措置を行っている。</p> <p>これらの支援措置を通じて、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者の永住許可にあたって在留実績を3年以上に短縮する弾力的な措置を今後も行っていく。</p> <p>(参考) ※統計は暦年ベース 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(許可件数)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成16年</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>6件</td> </tr> </table>	平成16年	12件	平成17年	10件	平成18年	29件	平成19年	6件
平成16年	12件									
平成17年	10件									
平成18年	29件									
平成19年	6件									

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-6】</p> <p><b>【改革事項】</b> 研究者の親への在留資格付与</p> <p><b>【根拠法令】</b> 出入国管理及び難民認定法(第二條の二)</p> <p><b>【概要】</b> 研究者の親へ家族滞在の在留資格が付与できるように、当該外国人研究者の親に関する在留資格に係る措置を実施する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成18年度措置</p>	<p>法務省</p>	<p>「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二號の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に掲げる部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)」に、特定研究活動者等と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であつて、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。)として行う日常的な活動を追加した。(平成19年3月公布・施行)</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-7】</p> <p>【改革事項】 研究者への数次有効短期滞在査証の発給</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 海外の優秀な研究者の訪日を活発化させるために、日本の大学、独立行政法人、企業等の公私の研究機関からの申請があり、業績および役職等の要件を満たす優秀な研究者・技術者に対しては、数次有効の短期滞在査証の発給を原則とするよう運用の明確化を図る。</p> <p>【実施時期】 平成18年度以降実施</p>	<p>外務省</p>	<p>数次査証について運用の明確化を図るため、対象者の範囲や発給要件を具体的に明らかにしている。</p> <p>なお、中国およびロシア・NIS諸国人については、「短期滞在査証」の取得にあたり本邦招聘者からの「身元保証書」が必要であるが、一部申請人に対して「身元保証書」を免除している。</p> <p>我が国社会の安全確保を前提に、海外の研究者の訪日を活発化させるために、数次有効の短期滞在査証の発給など、査証発給業務の円滑化に努める。</p> <p>(参考)</p> <p>1. 「短期滞在査証(数次)」の発給基準</p> <p>(1) 申請者の要件 以下に該当する文化人・知識人 (イ) 国際的に著名な又は相当程度の実績が認められる美術・文芸・音楽・演劇・舞踏等の芸術家及び人文科学・自然科学の科学者 (ロ) 相当程度の実績が認められるアマチュア・スポーツ選手 (ハ) 大学の講師以上の職にある者 (ニ) 国公立の研究所、美術館・博物館の課長職以上の者</p> <p>(2) 有効期間: 1～3年 (3) 滞在期間: 90日</p> <p>2. 身元保証書の省略</p> <p>(1) 平成19年11月以降、以下の何れにも該当するロシア・NIS諸国人については、「短期滞在査証」(数次含む)の申請の際に、「身元保証書」を省略可能とした。 ○招聘人が、国の独立行政法人の研究機関で課長以上の職にある者である。 ○招聘人が、業務上ロシア・NIS諸国人を招聘する。</p> <p>(2) 平成20年2月以降、以下の何れにも該当する中国人については、「短期滞在査証」(数次含む)の申請の際に「身元保証書」を省略可能とした。 ○招聘人が、国の独立行政法人の研究機関で課長以上の職にある者である。 ○招聘人が、業務上中国人を招聘する。</p> <p>(注)「身元保証書」とは、当該外国人の本邦滞在中の法令遵守、本邦滞在及び帰国の経費について、招聘人がこれを保証することを明らかにするもの。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-8】</p> <p>【改革事項】 研究者への数次有効短期滞在査証の発給</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 昨年9月、我が国よりABTC交付対象者に研究者を適用すべき旨をAPECに提案し、現在継続審議中であり、引き続き早期実現を目指す。</p> <p>【実施時期】 平成18年度以降</p>	<p>外務省 文部科学省</p>	<p>APEC・ビジネス関係者の移動に関する専門家(BMG)グループのABTC(APEC・ビジネス・トラベル・カード)会合において、2005年9月の提案後、議論を継続。ABTC制度の対象主体の拡大に関する提案であることから、具体的な対象となりうる研究者の定義等に関して文部科学省の担当者より説明等を行うと同時に、各ABTC参加国・地域における運用状況の調査を実施した。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-9】</p> <p>【改革事項】 二国間租税条約締結の拡大</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 日本は、現在、主要国56カ国(平成18年4月現在)と条約締結済であるが、今後の条約締結交渉に当たっては、科学技術振興のための、日本と外国の相互の人的交流の促進や投資交流の促進といった観点等を踏まえつつ、実状とニーズを総合的に検討し、重要度の高い国から順次交渉を進めていく。</p> <p>【実施時期】 平成18年度以降措置</p>	<p>外務省 財務省</p>	<p>フランスとの租税条約改正議定書が平成19年12月に発効。フィリピンとの租税条約改正議定書が平成19年6月に国会承認(フィリピン側の国内手続の終了を待って発効)。パキスタン及びオーストラリアとの租税条約(新条約による旧条約の代替)について平成20年1月に署名が行われるなど、租税条約ネットワークの拡充に向けて、精力的な取組を行っている。</p> <p>現在、アラブ首長国連邦、クウェート、オランダ、ブルネイ及びカザフスタンと正式交渉中。今後とも相手国との経済関係等の実状やニーズを総合的に検討しながら、租税条約ネットワークの拡充に向けて、精力的に取り組む。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-10】</p> <p><b>【改革事項】</b> 在留資格「企業内転勤」における活動範囲等の見直し</p> <p><b>【根拠法令】</b> 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p> <p><b>【概要】</b> 在留資格「研究」に係る現行の要件を満たしていない場合でも、「企業内転勤」の形態で本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事することを可能とし、企業に勤務する優れた外国人研究者の来日が促進されるよう検討する。さらに優良な企業に対しては、在留許可を得るための申請手続についても合わせて緩和が図られるよう検討する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成18年度検討・結論</p>	<p>法務省</p>	<p>在留資格「企業内転勤」で許可される活動内容については、現行では「技術」及び「人文知識・国際業務」に掲げられた活動とされているところ、「企業内転勤」における活動範囲等の見直しによって、「研究」の活動についても「企業内転勤」で在留を許可することについては、規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月閣議決定）において、平成19年度に検討、結論、平成20年度に措置することと決定されており、平成19年度中に結論をまとめた。平成19年度における検討、結論を受けて、平成20年度に措置する予定である。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-11】</p> <p><b>【改革事項】</b> 留学生（「留学」在留資格者）の資格外活動の緩和</p> <p><b>【根拠法令】</b> 出入国管理及び難民認定法（第十九条） 出入国管理及び難民認定法施行規則（第十九条の二）</p> <p><b>【概要】</b> 優秀な外国人留学生を日本の大学に惹きつけ、その活動を支援するために、米国その他の諸外国の制度並びに我が国におけるTA、RAの活動実態について調査を進め、それらを参考として、大学の責任の下で行う研究・教育の補助活動であるTA、RAについて、「留学」資格の活動範囲内として、資格外活動許可をとらなくても実施が可能となるよう検討する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成18年度検討・平成19年度結論</p>	<p>法務省 文部科学省</p>	<p>留学生がTA、RAを行うためには、資格外活動許可を得る必要があるが、包括的許可により運用面においてはかなり弾力化されており、資格外活動許可を取得した後は、週28時間（学休期間中は1日8時間）の就労が、学内・学外を問わず許可されている。また、TA、RAとしての活動は、当該活動の性質上、一般に単純労働には当たらず、留学生の専攻科目との関係が非常に深いと考えられるため、包括的許可における週28時間の枠外にすることができるよう平成20年4月1日付で措置した。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【1-12】</p> <p>【改革事項】 外国人研究者に対する社会保障制度の改善</p> <p>【根拠法令】 (脱退一時金制度) 厚生年金保険法附則(第二十九条) 国家公務員共済組合法附則(第十三条の十) 地方公務員等共済組合法附則(第二十八条の十三)</p> <p>【概要】 相手国と我が国相互における実状とニーズに応じて、社会保障協定締結国を拡大する。また、協定発効の加速化を図るため、国毎に実施特例法を制定するという従来の手法を改革する必要がある。具体的には、これまで相当の期間(独は約1年10ヶ月、米は約1年8ヶ月等)を要していた署名から発効までの期間の短縮化のため、将来のいずれの国との協定にも対応可能な包括的な実施特例法を早期に制定する。なお、脱退一時金制度については、個々の協定の発効に伴い不要となる措置であるとの観点を踏まえ、協定締結の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討する。</p> <p>【実施時期】 平成18年度以降逐次実施</p>	<p>厚生労働省 外務省</p>	<p>社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダの7カ国との間で協定発効済み、オーストラリア、オランダ及びチェコとの間で署名済みである。また、スペイン及びイタリアとの間で政府間での正式交渉を行っており(日程調整中を含む)、アイルランド、ハンガリー、スウェーデン、スイス及びルクセンブルクの5カ国との間で政府間での正式交渉に先立ち、社会保障制度を所管する当局間での非公式協議を行っている(日程調整中を含む)。</p> <p>社会保障協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的とする、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日に施行された。</p> <p>社会保障協定の締結にあたっては、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、一層推進していく。</p> <p>脱退一時金制度については、個々の協定の発効に伴い不要となる措置であるとの観点を踏まえ、引き続き協定締結の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討する。</p>



## 2. 研究者の流動性を高めるための環境整備

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【2-1】</p> <p><b>【改革事項】</b> 移動者に不利益を生じさせない新たな年金制度の構築</p> <p><b>【根拠法令】</b> 厚生年金保険法 国家公務員共済組合法 地方公務員等共済組合法 私立学校教職員共済法</p> <p><b>【概要】</b> 今後の被用者年金制度の一元化に係る制度設計においては、官民間移動時の通算措置が確保されるよう検討する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成18年度以降検討、平成22年度結論</p>	<p>総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」(第166回国会(平成19年1月～7月)に提出され、現在継続審議中)において、いわゆる2階部分の官民間移動に伴う異なる扱いは解消。新たな3階部分の年金については、関係省庁間で検討中。</p> <p>上記、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の国会における審議状況のほか、諸般の情勢を踏まえ幅広い観点から検討していく。</p>

整理番号【2-2】

(1-12の再掲のため、省略)

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【2-3】</p> <p>【改革事項】 退職金前払い制度の広範な導入</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)並びに民間企業において、少なくとも新規採用者については退職金前払い制度の選択肢(退職金前払い分の従前給与に上乘せ)を利用可能とし、可能な限り既に雇用されている研究者にも適用範囲を広げること、競争力強化の一方策として検討する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度検討・平成 19 年度結論</p>	内閣府	<p>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 研究者は全員任期制職員であり、給与は年俸制(退職金は無し)のため該当しない。</p>
	総務省	<p>【情報通信研究機構】 退職金制度の在り方については、国や他法人の動向等を注視しつつ、検討していく。</p>
	財務省	<p>【酒類総合研究所】 検討を行ったところ、職員給与規定は国家公務員に準じて規定されていること、また、独法職員は財務省と人事交流を行っているため国家公務員共済組合員であり、退職金は通算されることから、酒類総合研究所に本制度は馴染みにくいため、導入は困難という結論を得た。</p>
	文部科学省	<p>【理化学研究所】 平成 17 年度には定年制である主任研究員に、平成 18 年には新設された准主任研究員に年俸制を導入している(約 40 名)。これらの者には、退職金の前払いとして退職金相当額を年俸に含めて支給している。 定年制の研究員において平成 20 年 4 月 1 日以降の採用者から年俸制を導入していくこととしており、主任研究員、准主任研究員同様退職金の前払いとして退職金相当額を年俸に含めて支給することとしている。</p>
	<p>【物質・材料研究機構】 平成 19 年 12 月に、自立的に研究できる能力をもった者であって、今後、機構を含め、大学、独法等での研究者としてのキャリア形成を目指している者、又は既に顕著な業績を有しており、自分の研究のキャリアパスの中の1つとして機構での勤務を考えている者(数年後には、自国でのテニユア職の獲得を第一希望としている外国人研究者等)に対して、実質上退職手当相当分を含む年俸制を選択できるキャリア形成型研究職員制度の創設を決定した。現在、制度の施行にむけて、規程の整備段階であり、早ければ平成 19 年度内、遅くとも平成 20 年度には施行が予定されており、年俸制を取り入れたキャリア形成型研究職員が採用可能となる。</p>	
	<p>【放射線医学総合研究所】 退職金前払い制度は、中期計画に掲げた「年俸制等の導入を検討」することとも関係するため、現在、慎重に検討を進めている。</p>	
	<p>【日本原子力研究開発機構】 任期制の研究者に関しては、実質的には、退職金相当分を含む年俸制に準じた取扱いとしており、毎年度実施する業績評価に応じ、次年度の報酬を決定している。職員(任期の定めのない者)に関しては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)等において、独立行政法人に対し総人件費の削減や給与水準の適正化等を求めており、これらへ取組むとともに、当該取組状況を踏まえつつ、競争力強化の一方策として退職金前払い制度に関する検討を進めている。 職員(任期の定めのない者)に関しては、総人件費削減や給与水準適正化等に係る取組状況を踏まえつつ、退職金前払制度について、必要に応じ労働組合との協議を行いながら、今後も検討を進めていく所存である。</p>	
	<p>【防災科学技術研究所】 現在のところ退職金の前払い制度の導入は実施していない。給与及び退職金は人事制度の重要な柱であり、社会の動向を注視しつつ、見直しを図っていく必要がある。ただし、給与のラスパイレス指数の増加に繋がるような制度改革は避ける必要があり、国家公務員及び他の独法等の給与及び退職金の基準とのバランスを考慮しつつ、制度の導入について検討していく。</p>	
	<p>【宇宙航空研究開発機構】 機構の任期の定めのある職員(招聘職員)に年俸制を導入しており、年俸には、給与、諸手当の他、退職金相当額を加えて年俸総額とする供与制度を実施している。社会情勢や独立行政法人を取り巻く環境等を勘案しながら、今後も検討していくこととする。</p>	
<p>【海洋研究開発機構】 退職金前払い制度自体は導入していないが、研究者においては任期制職員を中心として採用し流動性を高めるとともに、その年俸決定に当たっては、</p>		

	<p>それまでの経歴や契約に係わる交渉の経緯等を総合的に勘案して決定することとしており、優秀な人材を流動的に確保できるように努めている。また、国の公的機関との間において定年制職員を人事交流させる場合においては、退職金算定期間の通算を可能としている。任期制職員を中心として研究者を採用し、その給与決定においては自由度の高い年俸制を導入していることにより、退職金前払い制度の主旨を満たしていると考えている。</p> <p>【科学技術振興機構】 JSTの研究者等はすべて任期付職員であり、報酬は年俸制としている。年俸には、給与、諸手当の他、退職金相当額を加えて年俸総額とする研究者等の給与制度を設計して実施している。</p> <p>【国立文化財機構】 給与制度全体の見直しの中で、他法人の適用状況等から当機構への制度導入の在り方について、内部検討を行っている。</p> <p>【国立国語研究所】 昨年末に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、大学共同利用機関法人に移管することとなったため、現在は移管の在り方等を検討している。移管先となる大学共同利用機関法人の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <p>【国立特別支援教育総合研究所】 他の独立行政法人・大学・研究機関での制度の検討状況等を踏まえ、内部的な検討を行っている。</p> <p>【国立科学博物館】 当館における給与制度全体の見直しの中で、他法人の適用状況等から当館への制度導入の在り方について、内部的な検討を行っている。</p> <p>【日本スポーツ振興センター】 現在のところ、検討をしていない。他法人の取組みを参考に、今後さらに推進していく。</p> <p>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】          &lt;実施国立大学法人等&gt; (24法人)          北海道大学、東北大学、筑波技術大学、東京大学、東京外国語大学、東京農工大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、福井大学、山梨大学、信州大学、浜松医科大学、京都大学、京都工芸繊維大学、神戸大学、広島大学、九州大学、九州工業大学、長崎大学、総合研究大学院大学、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構          &lt;主な取組内容&gt;          ・教員人事の一層の流動性を高めることを目的として、大学教員等の任期に関する法律に基づく学内規則を制定し、任期4年以下とする教育研究組織へ新たに配置される助教については、任期満了時の退職手当を給与に上乗せして支給する制度を試行的に導入している。          ・若手研究者育成の観点から、重点研究領域に外部資金による教員を採用しているが、その際の年俸額に退職金前払い分を上乗せする仕組みを導入している。          ・一部の教員・研究者を年俸制を適用した特定有期雇用職員(任期付)として雇用している。年俸の決定に当たっては、退職手当相当額を上乗せして計算している。          等          &lt;新たな取組の実施を予定している国立大学法人等&gt;          なし</p>
厚生労働省	<p>【国立健康・栄養研究所】、【労働安全衛生総合研究所】、【医薬基盤研究所】 国に準じた制度を導入しており、現在のところ退職金前払い制度の導入は行っていない。今後については、国による当該制度導入の検討状況を踏まえ、検討していく。</p>
農林水産省	<p>【農業・食品産業技術総合研究機構】、【農業生物資源研究所】、【農業環境技術研究所】、【国際農林水産業研究センター】、【森林総合研究所】、【水産総合研究センター】 前払い制度の導入については、議論を開始した。 引き続き、議論を深めることとしているが、具体的な期限は未設定。</p>

経済産業省	<p><b>【産業技術総合研究所】</b> 退職金前払制度を導入した場合の支給方法、支給係数等の検討を行うとともに、モデルケースを設定して支給カーブ等のシミュレーションを実施した。退職金前払い制度の導入に当たっては、退職金の前払分を毎月の給与や賞与に上乗せして支給することになり、年間の給与水準自体が上昇することから、人件費削減目標との関係における取扱いや税制面での影響等について詳細な検討を引き続き行う。なお、中期目標、中期計画における人件費削減目標及び行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく、総人件費改革の純減目標(5 年間で 5%以上の純減)の達成計画との関係において、当該上昇部分の除外化措置が不可欠であると考え。</p>
	<p><b>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</b> 民間企業等出身者を任期付職員として採用しており、年俸による給与体系により一定の給与水準を維持しつつ、専門性を有する人材確保に努めている。</p>
	<p><b>【情報処理推進機構】</b> 研究者採用については、民間企業等からの出向受入、任期付職員としての契約、嘱託としての委嘱という形を採っており、退職金は支給していない。</p>
国土交通省	<p><b>【海上技術安全研究所】</b> 通則法 63 条で定める「退職手当の支給基準」において、支給方法(前払いによる)が「社会一般の情勢に適合したもの」として整理出来るか否か、また、中期計画予算への反映のあり方について、政府の方向性が明確になり次第検討する。確認事項の結果を踏まえて所内で導入の必要性・可能性を平成 20 年度以降も引き続き検討。</p>
	<p><b>【建築研究所】</b> 独立行政法人通則法第 63 条第 3 項に基づき国の制度を準用した規定となっており、退職金についても「国家公務員退職手当法」を準用していることから、所独自で前払い制度を導入することはできない。</p>
	<p><b>【交通安全環境研究所】</b> 予算措置等について、対象となる独法全体としての仕組みづくりがなされなければ、現実的には対応困難。</p>
	<p><b>【港湾空港技術研究所】</b> 当研究所の性格上、地方整備局等、現場経験を豊富に有する行政機関の職員との人事交流を行っているため、その行政機関と著しく異なる給料体系にすることは問題があり、簡単には実施し難い。今後、独法の合併に合わせて、他の実例も踏まえ検討を行う。</p>
	<p><b>【電子航法研究所】</b> 国との人事交流を行っているため国家公務員退職手当法に準拠。国家公務員退職手当法への準拠を継続する。</p>
	<p><b>【土木研究所】</b> 土木研究所の給与等については、独立行政法人通則法第 63 条第 3 項に基づき国の制度を準用した規定となっており、退職金についても「国家公務員退職手当法」を準用していることから、所独自で前払い制度を導入することはできない。</p>
環境省	<p><b>【国立環境研究所】</b> 各機関の検討状況に留意しつつ、総人件費への影響や退職金通算協定の締結等について必要な検討を行う。</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【2-4】</p> <p>【改革事項】 年俸制の拡充</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 大学及び研究機関(地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く)並びに民間企業において、国内及び外国人の優秀な人材を確保し、日本での活躍を促進するために、業績に連動した給与制度の構築により、優秀な人材には相応の収入が獲得できる年俸制の選択肢を設けることを、競争力強化の一方策として検討する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度検討・平成 19 年度結論</p>	内閣府	<p>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 研究者は採用時より全員年俸制。</p>
	総務省	<p>【情報通信研究機構】 常勤職員に対する年俸制等の研究者の業績に連動した給与制度の在り方については、国や他法人の動向等を注視しつつ、検討していく。 なお、優秀な研究者を招へいするために、「特別招へい研究員制度」を平成 18 年度に創設したところである。</p>
	財務省	<p>【酒類総合研究所】 検討を行ったところ、職員給与規定は国家公務員に準じて規定されていること、また、独法職員は財務省との人事交流を行っていることから、酒類総合研究所に本制度は馴染みにくいため、導入は困難という結論を得た。年俸制等の研究者の業績に連動した給与制度の在り方については、国や他法人の動向等を注視しつつ、検討していく。</p>
	文部科学省	<p>【理化学研究所】 従来より、プロジェクト研究を実施する任期制研究員等において年俸制を導入している。平成 17 年度には定年制である主任研究員に、平成 18 年には新設された准主任研究員に年俸制を導入している。現在の定年制研究員の年俸制は、約 40 名である。 定年制の研究員において平成 20 年 4 月 1 日以降の採用者から年俸制を導入していくこととしている。</p>
	<p>【物質・材料研究機構】 機構において、年俸制については、制度の複雑性から慎重に成らざるを得ず、検討に時間を要した。平成 19 年 12 月に、自立的に研究できる能力をもった者であって、今後、機構を含め、大学、独法等での研究者としてのキャリア形成を目指している者、又は既に顕著な業績を有しており、自分の研究のキャリアパスの中の1つとして機構での勤務を考えている者(数年後には、自国でのテニユア職の獲得を第一希望としている外国人研究者等)に対して、実質上退職手当相当分を含む年俸制を選択できるキャリア形成型研究職員制度の創設を決定した。 現在、制度の施行にむけて、規程の整備段階であり、早ければ平成 19 年度内、遅くとも平成 20 年度には施行が予定されており、年俸制を取り入れたキャリア形成型研究職員が採用可能となる。</p>	
<p>【放射線医学総合研究所】 年俸制については、中期計画に「年俸制等の導入を検討」と記載されており、現在、慎重に検討を進めている。 早期に結論を得るべく検討を進める予定。</p>		
<p>【日本原子力研究開発機構】 任期制の研究者に関しては、実態的には年俸制に準じた取扱いとしており、毎年度実施する業績評価に応じ、次年度の報酬を決定している。 職員(任期の定めのない者)に関しては、業績と能力の適切な評価とその処遇への反映を考慮した新人事(評価)制度の整備について、労働組合と協議を進めている。また、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)等において、独立行政法人に対し総人件費の削減や給与水準の適正化等を求めており、これらへ取組むとともに、当該取組状況を踏まえつつ、年俸制に関する検討を進めている。 職員(任期の定めのない者)に関しては、業績と能力の適切な評価とその処遇への反映を考慮した新人事(評価)制度の整備を優先して進めており、当該整備状況と総人件費削減や給与水準適正化等に係る取組状況を踏まえつつ、年俸制について、必要に応じ労働組合との協議を行いながら、今後も検討を進めていく所存である。</p>		
<p>【防災科学技術研究所】 契約研究員については既に年俸制を導入している。また、任期付研究員に対しては、定年制職員と比較して高めの給与を設定するとともに任期付研究員業績手当を設け、さらには、優秀な人材のテニユア化を図るなど、その人材に相応しい処遇を行い人材確保に努めている。 国内外の優秀な研究者を招聘していくためには、他の機関と比べてより魅力ある人事制度を構築することは極めて重要である。他の職員への年俸制</p>		

	<p>の導入についても、給与のラスパイレス指数を念頭に、国家公務員及び他の独法等の導入状況を考慮しつつ、制度の導入について検討していく。</p> <p><b>【宇宙航空研究開発機構】</b> 業績に連動した給与制度は、任期の定めのない職員について、平成 17 年 4 月から導入済み。年俸制については、任期の定めのある職員（招聘職員）に導入済み。導入済の制度の運用を維持するとともに、今後も推進していく。</p> <p><b>【海洋研究開発機構】</b> 研究者の年俸制については既に導入し、国内外からの優秀な人材の確保に活かしており、業績に連動した給与決定を実施している。</p> <p><b>【科学技術振興機構】</b> JSTの研究者等はすべて任期付職員で、報酬は年俸制としている。研究者等に対する研究業績に基づく評価を1年度単位で実施し、毎年、契約更新時に当該評価に基づく年俸の改定を実施することにより、業績に連動した年俸とする給与制度としている。</p> <p><b>【国立文化財機構】</b> 給与制度全体の見直しの中で、適用について内部検討を行っている。</p> <p><b>【国立国語研究所】</b> 昨年末に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、大学共同利用機関法人に移管することとなったため、現在は移管の在り方等を検討している。移管先となる大学共同利用機関法人の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>【国立特別支援教育総合研究所】</b> 他の独立行政法人・大学・研究機関での制度の検討状況等を踏まえ、内部的な検討を行っている。</p> <p><b>【国立科学博物館】</b> 当館における給与制度全般における見直しの検討の中で、年俸制の制度充実に向けた検討を行っていく。</p> <p><b>【日本スポーツ振興センター】</b> 現在のところ、検討をしていない。他法人の取組みを参考に、今後さらに推進していく。</p> <p><b>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】</b>      &lt;&lt;実施国立大学法人等&gt;&gt;（49法人）      北海道大学、北海道教育大学、岩手大学、東北大学、山形大学、福島大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、東京大学、東京外国語大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、神戸大学、奈良教育大学、広島大学、山口大学、香川大学、愛媛大学、九州大学、長崎大学、熊本大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構      &lt;&lt;主な取組内容&gt;&gt;      ・研究業績等により特に優れていると学長が認め、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする教育研究業務に従事させるために招聘する教員を特別招聘教授として年俸制で雇用している。      ・大学独自のテニユア・トラック制度の導入と国際公募を実施し、これによって採用された者の給与を年俸制としている。      ・非常勤の任期付教員、研究員の一部（特任教員、博士研究員）に年俸制を導入している。      ・事務職員に対して、特定有期雇用職員就業規則を定め、年俸制相当の給与体系を実施している。      等      &lt;&lt;新たな取組の実施を予定している国立大学法人&gt;&gt;      岐阜大学、和歌山大学      &lt;&lt;新たに実施する予定の取組&gt;&gt;      ・年俸制適用職員給与規定を作成する。      等</p>
--	--

厚生労働省	<p>【国立健康・栄養研究所】、【労働安全衛生総合研究所】、【医薬基盤研究所】</p> <p>各研究所の給与規程は、国に準じた制度を導入しており、現在のところ年俸制の導入は行っていないが、研究者の昇給にあたっては、各研究者の研究実績等に応じた評価を行っている。</p> <p>今後については、国の当該制度導入の検討状況を踏まえ、検討していく。</p>
農林水産省	<p>【農業・食品産業技術総合研究機構】、【農業生物資源研究所】、【農業環境技術研究所】、【国際農林水産業研究センター】、【森林総合研究所】、【水産総合研究センター】</p> <p>業績に連動した給与制度構築について、研究職の管理職に対して、賞与の算定において、業績評価結果を反映する制度を導入した。業績に連動した給与体系の構築の観点から、評価結果の処遇への反映については、当面、研究管理職で実施する。</p> <p>本中期計画期間中(平成 22 年度まで)には、評価結果の処遇等への反映を研究開発職へ拡大することを検討中である。</p>
経済産業省	<p>【産業技術総合研究所】</p> <p>個人評価制度を導入して業績や職責を給与へ反映する能力主義の給与体系を構築している。具体的には、毎年の実績に対する短期評価の結果を翌年の賞与(業務手当)に反映し、一定年毎に実施する長期評価の結果に基づき昇格を審査している。これにより、個人の研究能力および実績に応じた給与額が決定されている。</p> <p>また、国内外の優秀な人材を確保するため、外部から優秀な人材を招聘する任用制度(招聘型任期付研究員等)を整備しており、この場合、当該研究者の能力・経験等に応じ、通常の俸給表とは別の体系で俸給を決定するなど、年俸制に近い制度運用を行っている。</p> <p>【情報処理推進機構】</p> <p>研究者(民間企業等出向者、任期付職員、嘱託)については、年俸制を適用している。</p> <p>目標管理型の業績評価制度を導入しており、目標達成度の観点から評価を実施し、その結果を昇給及び賞与に反映させるとともに、昇進等の判定指標としている。</p> <p>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</p> <p>民間企業等出身者を任期付職員として採用しており、また、19 年度に任期付技術系専門職を公募・採用している。年俸による給与体系を採っており、能力、経験等に応じて給与水準を定めている。</p>
国土交通省	<p>【海上技術安全研究所】</p> <p>通則法 63 条で定める「給与の支給基準」において、支給方法(年俸制による)が「社会一般の情勢に適合したもの」として整理出来るか否か、また、中期計画予算への反映のあり方について、政府の方向性が明確になり次第、確認事項の結果を踏まえて所内で導入の必要性・可能性を20年度以降も引き続き検討する。</p> <p>【建築研究所】</p> <p>独立行政法人通則法第63条第3項に基づき国の制度を準用した規定となっており、給与制度についても「一般職給与法」を準用していることから、所独自で年俸制を導入することはできない。</p> <p>【交通安全環境研究所】</p> <p>現在、給与体系は国家公務員準拠となっており、対象となる独法全体としての仕組みづくりがなされなければ、現実的には対応困難。</p> <p>【港湾空港技術研究所】</p> <p>当研究所の性格上、地方整備局等、現場経験を豊富に有する行政機関の職員との人事交流を行っているため、その行政機関と著しく異なる給料体系にすることは問題があり、簡単には実施し難い。今後、独法の合併に合わせて、他の実例も踏まえ検討を行う。</p> <p>【電子航法研究所】</p> <p>国との人事交流を行っているため国家公務員給与法に準拠。今後も、国家公務員給与法への準拠を継続。</p> <p>【土木研究所】</p> <p>土木研究所の給与等については、独立行政法人通則法第 63 条第 3 項に基づき国の制度を準用した規定となっており、給与制度についても「一般職給与法」を準用していることから、所独自で年俸制を導入することはできない。</p>

	環境省	【国立環境研究所】 職員の毎年の職務活動について業績評価を行い、この結果を6月期業績手当(当該年度のみ)及び特別昇給に反映させている。
--	-----	--



改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【2-5】</p> <p>【改革事項】 インターンシップの拡充</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 各大学において、現在主に行われている短期のインターンシップに加えて、より実践的な研究人材を、産学協働で育成する観点から、大学カリキュラムでの単位化を前提とした、3ヶ月以上の長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。また、インターンシップの対象となる人材も、実状とニーズに応じて、学部生のみならず大学院生まで範囲の拡充を図る。その際、各大学は教育理念・目標などに基づいて教育上どのようにそれを位置づけるのか、明確にする。なお、長期インターンシップは、その期間の研究活動および教育活動が疎かにならないよう十分配慮する。</p> <p>【実施時期】 H18年度以降逐次実施</p>	<p>文部科学省</p>	<p>【文部科学省の取組】 「派遣型高度人材育成協同プラン」において、産学が協同して、大学院生を対象とする、企業現場等の実践的環境を活用した質の高い長期インターンシッププログラムの開発・実施に取り組む優れた教育プロジェクトを30件(17年度20件、18年度10件選定)選定し、継続的に支援している。</p> <p>【国立大学法人】 《実施国立大学法人》(53法人) 北海道大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、茨城大学、筑波大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、奈良女子大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、宮崎大学、鹿児島大学、政策研究大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学</p> <p>《主な取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境学舎環境マネジメント専攻の必修科目としてインターンシップを実施。修士課程は3～5か月、博士課程は9～12か月の期間、海外を含む各機関(国際機関、公共団体、民間企業、NPO等)において、常勤職員に準ずる身分で、研究・課題解決を行う。</li> <li>・都道府県のインターンシップ推進協議会と連携してインターンシップ研修生を企業等へ派遣しているほか、組織対応型連携企業と協定を締結しての学生の長期派遣、長期インターンシップを必修化した新たな博士課程コースの新設、国際インターンシップ、法律事務所等へのエクスターンシップ等、様々な取組を実施している。</li> <li>・理工学研究科博士前期課程の大学院生を対象とした長期インターンシップを実施。現場の技術的・組織的課題に企業・学生・教員らが連携して取り組み、自らが課題を発見・解決出来る人材の育成を図った長期の連携教育となっている。この取組では学生を前期・後期の述べ4ヶ月間、企業に派遣し、その間に中間指導期間を設けたり、MOT専攻において既に開講している講義の受講を推奨するなどの教育・指導を行っている。</li> </ul> <p>等</p> <p>《新たな取組の実施を予定・検討している国立大学法人》 室蘭工業大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、長岡技術科学大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、京都大学、京都工芸繊維大学、広島大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、熊本大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学</p> <p>《新たに実施する予定の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内協議会において、学部、大学院、派遣期間を限定しない全学共通のインターンシップ契約書の策定に向け、検討を行っている。</li> <li>・異分野・異文化の大学院修士課程学生からなる研究チームを作り、それを中心とした修士課程・博士後期課程一貫教育を主眼とする異分野チーム編成融合型グローバルリーダー養成コースを立ち上げ、この中で博士後期課程の学生には異分野融合型リサーチインターンシップを計画中。</li> <li>・平成21年度からの実施を目指した全学規模の取り組みとして「地域イノベーション学研究科(仮称)」の設置を検討しており、この新研究科においてもインターンシップを拡充して予定。</li> </ul> <p>等</p>

改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【2-6】</p> <p>【改革事項】 大学・独法研究者の兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 異動によって退職金、年金等の不利益を被らないよう、大学、独法において兼業、出向、研究休暇制度を整備する。その際、当該教職員が不在となる間、当該教職員が所属する機関は、例えば、学生指導や講義等に関する十分な支援を行うなどの体制を整える。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度以降早期に実施</p>	内閣府	<p>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 機構発足後これまで、基本的な規程等の整備を優先してきたところ。兼業、出向、研究休暇制度については、平成 20 年度内に検討する。</p>
	総務省	<p>【情報通信研究機構】 平成 18 年度から、兼業の範囲を拡大するとともに、出向制度を導入した。制度の導入にあたり、兼業による休職や出向の期間を、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の対象とするとともに、機構の加入する共済組合への継続加入を可能にした。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用量) 平成 16 年度(常勤研究者 289 名) 兼業 14 人( 4.8%)、出向 17 人(5.9%) 平成 17 年度(常勤研究者 299 名) 兼業 24 人( 8.0%)、出向 15 人(5.0%) 平成 18 年度(常勤研究者 309 名) 兼業 62 人(20.1%)、出向 18 人(5.8%) 平成 19 年度(常勤研究者 292 名) 兼業 64 人(21.9%)、出向 17 人(5.8%) 研究休暇 該当無し</p>
	財務省	<p>【酒類総合研究所】 兼業については、職員就業規則において兼業を可能としており、これに基づき兼業等規則により許可の基準及び手続等を定めており、退職金、年金に不利益を被ることは無い。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用量) 平成 18 年度(常勤研究者 38 名) 兼業 0 人、出向 0 人、研究休暇 該当無し</p>
	文部科学省	<p>【理化学研究所】 研究者等が自ら業を営む場合、営利団体又は非営利団体の職に就く場合、1 週 8 時間以内で兼業を行うことを認めている。 さらに、研究者が、自らの研究成果の技術移転を目的として起業したもので、研究所が研究成果の普及又は研究活動の活性化に有意義であると認められたものに対しては「理研ベンチャー」と認定し、当該ベンチャーへの兼業・出向を認めるなどの支援を行っている。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用量) 平成 16 年度(常勤研究者 1742 名) 兼業 65 人(3.7%)、出向 0 人、研究休暇 0 人 平成 17 年度(常勤研究者 1776 名) 兼業 57 人(3.2%)、出向 1 人(公 1)、研究休暇 0 人 平成 18 年度(常勤研究者 1814 名) 兼業 64 人(3.5%)、出向 1 人(公 1)、研究休暇 0 人 平成 19 年度(常勤研究者 1761 名) 兼業 67 人(3.8%)、出向 1 人(公 1)、研究休暇 0 人</p> <p>【物質・材料研究機構】 平成 18 年度より、勤務時間の種類に、新たに裁量労働制を職員が選択できるよう取り入れた。裁量労働制においては、これまでのフレックス勤務時間制に比べ、大幅に勤務時間に自由度があり、兼業の機会が拡大し、兼業を利用してより機構の研究成果を社会に還元できるようになった。 研究休暇制度については、平成 19 年度から、サバティカル(長期休暇)研究員制度を創設した。サバティカル研究員制度は、機構における一定期間の研究歴があり、一定期間継続して優秀な研究成果を上げた、原則 40 才以上の者に対し、その資質向上のため、1 ヶ月～6 ヶ月の期間、本人が希望する国内外の研究機関又は大学に派遣する制度である。当該制度は、研究休職とは違い、長期休暇制度のため、退職金、年金に不利益を被ることは無い。 今後も、引き続き、研究職員の裁量労働制を推奨し、兼業の機会の拡大を図る。また、サバティカル研究員制度の初年度の利用者は2名であったが、更に拡充を図る。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用量) 平成 16 年度(常勤研究者 399 名) 兼業 103 人(25.8%)、出向 7 人(学 5.民 2)、研究休暇 0 人</p>

	<p>平成 17 年度（常勤研究者 402 名）兼業 110 人(27.4%)、出向 6 人(学 5,民 1)、研究休暇 0 人  平成 18 年度（常勤研究者 406 名）兼業 121 人(29.8%)、出向 7 人(学 5,他 2)、研究休暇 0 人  平成 19 年度（常勤研究者 399 名）兼業 166 人(41.6%)、出向 4 人(学 1,他 3)、研究休暇 2 人</p> <p><b>【放射線医学総合研究所】</b></p> <p>人事交流や休職出向等、異動によって退職金や年金等の不利益を被らないよう関係規程を整備した。裁量労働制については、中期計画に「裁量労働制の導入を検討」と記載されており、現在、検討を進めており、平成20年度の早期導入に向け作業中である。それにより、勤務時間そのものの自由度が増し、兼業の機会が拡充することにより、研究成果等の社会還元が期待される。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 181 名）兼業 31 人(17.1%)、出向 3 人(公 3)  平成 17 年度（常勤研究者 243 名）兼業 24 人(9.9%)、出向 3 人(公 3)  平成 18 年度（常勤研究者 244 名）兼業 77 人(31.6%)、出向 2 人(公 2)  平成 19 年度（常勤研究者 237 名）兼業 92 人(38.8%)、出向 4 人(公 3,他 1)  研究休暇制度なし</p> <p><b>【日本原子力研究開発機構】</b></p> <p>国や他独法、民間企業等への出向や、大学への客員教員の派遣等を積極的に取り組んでいるが、就業規程や職員退職金支給規程において兼業や出向、休暇について定め、退職金等に関する不利益が生じぬよう、必要な措置を行っている。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 17 年度（常勤研究者 1782 名）兼業 407 人(23%)、出向 32 人(公 26,民 6)、研究休暇 6 人  平成 18 年度（常勤研究者 1291 名）兼業 461 人(36%)、出向 27 人(公 25,民 2)、研究休暇 8 人  平成 19 年度（常勤研究者 1247 名）兼業 319 人(26%)、出向 30 人(公 27,民 3)、研究休暇 11 人</p> <p><b>【防災科学技術研究所】</b></p> <p>平成18年度の非公務員化に伴い、兼業等規程及び職員出向規程を制定し、研究所の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他研究所の業務に関連して研究所の業務以外の業務に従事することを可能とするとともに、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、その他理事長が認める団体等に出向させることを可能とした。出向期間における退職金の取扱いについては、不利益のないよう考慮している。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 136 名）兼業 8 人(6%)、出向 0 人  平成 17 年度（常勤研究者 127 名）兼業 13 人(10%)、出向 0 人  平成 18 年度（常勤研究者 126 名）兼業 27 人(21%)、出向 0 人  平成 19 年度（常勤研究者 136 名）兼業 21 人(15%)、出向 0 人  研究休暇制度なし</p> <p><b>【宇宙航空研究開発機構】</b></p> <p>就業規則において次のとおり定め、細則においてその手続きを定めており、いずれも社内 Web 上で確認することができる。</p> <p>教育職員は、業務に支障のない限り、所属長の承認を受け、勤務場所を離れて自主研修を行うことができるものとする。また、宇宙科学研究本部長が別に定めるところにより、自主研修の一環として、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。</p> <p>また、兼業手続きについては、手続きを規則化し、社内 Web 上で職員が内容を確認可能となっている。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 1197 名）兼業 17 人(1%)、出向 17 人(学 1,公 11,民 5,他 0)  平成 17 年度（常勤研究者 1343 名）兼業 32 人(2%)、出向 8 人(学 0,公 2,民 5,他 1)  平成 18 年度（常勤研究者 1410 名）兼業 27 人(2%)、出向 3 人(学 0,公 0,民 1,他 2)  平成 19 年度（常勤研究者 1441 名）兼業 30 人(2%)、出向 7 人(学 0,公 2,民 4,他 1)  研究休暇制度なし</p> <p><b>【海洋研究開発機構】</b></p>
--	--

	<p>兼職制度、出向制度を導入し、当機構を退職せずに、退職金及び年金等の不利益を被らない大学等での兼業活動を可能としている。 研究休暇制度については、次年度及び次期中期計画期間中において制度の導入を検討する。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成16年度(常勤研究者 384名)兼業 58人(15%)、出向 0人 平成17年度(常勤研究者 392名)兼業 66人(17%)、出向 0人 平成18年度(常勤研究者 444名)兼業 75人(17%)、出向 0人 平成19年度(常勤研究者 449名)兼業 92人(20%)、出向 0人 研究休暇制度なし</p> <hr/> <p><b>【科学技術振興機構】</b> 研究者等は定年制職員ではなく、期間を定めて雇用する任期付職員である。任期期間中は、所属機関のある研究者等の報酬は、所属機関の給与総額(退職金や年金等を含む)を勘案して同等あるいは上回る年俸額とするとともに、所属機関のない研究者等の報酬は、退職金を含めた年俸制を実施し、厚生年金等の社会保険にも加入することとなっている。このため、研究者等が、異動(採用、復職、退職等)によって、退職金、年金等で不利益を被ることはない。所属機関のある研究者等が所属機関の身分のまま JST の研究に参加する場合、研究者等の所属機関から兼業許可を得ることにより、研究に柔軟に参画を求めることができることとしているとともに、JST の研究者等が JST 以外の研究開発や他の業務へ参加する場合においても、所定の規則に基づき兼業を許可するなど、各研究プロジェクトの実情に応じて柔軟に対応している。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 兼業、出向、研究休暇 該当無し</p> <hr/> <p><b>【国立文化財機構】</b> 研究者の兼業、出向、研究休暇制度が充実するよう内部規程の整備について検討を行っている。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) (H18まで、文化財研究所と国立博物館の合計) 平成16年度(常勤研究者 189名)兼業 135人(71%)、出向 7人(公7) 平成17年度(常勤研究者 191名)兼業 138人(72%)、出向 9人(公9) 平成18年度(常勤研究者 190名)兼業 131人(69%)、出向 10人(公10) 平成19年度(常勤研究者 192名)兼業 127人(66%)、出向 13人(公13) 研究休暇制度なし</p> <hr/> <p><b>【国立国語研究所】</b> 昨年末に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、大学共同利用機関法人に移管することとなったため、現在は移管の在り方等を検討している。移管先となる大学共同利用機関法人の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成16年度(常勤研究者 47名)兼業 31人(64%)、出向 0人 平成17年度(常勤研究者 45名)兼業 29人(64%)、出向 0人 平成18年度(常勤研究者 47名)兼業 30人(64%)、出向 1人(公1) 平成19年度(常勤研究者 48名)兼業 30人(63%)、出向 1人(公1) 研究休暇制度なし</p> <hr/> <p><b>【国立特別支援教育総合研究所】</b> 異動による退職金、年金等の不利益を被らないよう研究所で規程を整備している。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成16年度(常勤研究者 46名)兼業 39人(85%)、出向 1人(公1) 平成17年度(常勤研究者 44名)兼業 37人(84%)、出向 1人(公1) 平成18年度(常勤研究者 44名)兼業 36人(82%)、出向 2人(公2) 平成19年度(常勤研究者 45名)兼業 33人(73%)、出向 0人 研究休暇制度なし</p>
--	--

	<p><b>【国立科学博物館】</b>  兼業、出向、研究休暇(研究休職)については、それぞれ館内規程で整備している。今後、当該職員が不在となる間の支援策等、同規程の見直し・充実について検討を行っていく。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数)  平成16年度(常勤研究者67名)兼業 3人(4.5%)、出向 0人、研究休暇 0人  平成17年度(常勤研究者68名)兼業 3人(4.4%)、出向 0人、研究休暇 0人  平成18年度(常勤研究者68名)兼業 2人(2.9%)、出向 0人、研究休暇 0人  平成19年度(常勤研究者67名)兼業 3人(4.5%)、出向 0人、研究休暇 0人</p> <p><b>【日本スポーツ振興センター】</b>  兼業、出向については、それぞれ規程で整備している。職員が不在となる間の支援策等の充実について、今後、他法人の取組みを参考に検討を行っていく。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数)  平成16年度(常勤研究者47名)兼業 24人(51%)、出向 0人  平成17年度(常勤研究者51名)兼業 31人(61%)、出向 0人  平成18年度(常勤研究者51名)兼業 25人(49%)、出向 0人  平成19年度(常勤研究者52名)兼業 35人(67%)、出向 0人  研究休暇制度なし</p> <p><b>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】</b>  &lt;&lt;実施国立大学法人等&gt;&gt;  北海道大学、北海道教育大学、小樽商科大学、旭川医科大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、長岡科学技術大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、和歌山大学、岡山大学、広島大学、山口大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、九州大学、長崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構</p> <p>&lt;&lt;主な取組内容&gt;&gt;  ・教員の専門分野に関する教育研究の更なる向上と飛躍を図るため、教員が行う教育、大学運営等の通常業務を一定期間免除し、当該教員が自主的調査研究を行うことを可能とするサバティカル制度を導入し、運用している。  ・教員の研究成果を活用する企業に自ら役員として関与する場合の兼業及び専ら企業の業務に役員として関与する場合の兼業休職を制度化している。</p> <p>等  &lt;&lt;新たな取組の実施を予定している国立大学法人&gt;&gt;  秋田大学、東京農工大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、神戸大学、島根大学、香川大学、佐賀大学、大分大学</p> <p>&lt;&lt;新たに実施する予定の取組&gt;&gt;  ・若手教員への長期研修制度を創設する。  ・研究休職した教員がその成果を確実に大学にフィードバックするシステムについて検討する。</p> <p>等</p>
厚生労働省	<b>【国立健康・栄養研究所】、【労働安全衛生総合研究所】、【医薬基盤研究所】</b>

	<p>各研究所においては、兼業規程を設けて、一定の基準を満たしているものについて、兼業を認めているところであるが、出向、研究休暇制度については整備していない。今後については、国の当該制度導入の検討状況を踏まえ、検討していく。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) (兼業は延べ件数)</p> <p><b>【国立健康・栄養研究所】</b>  平成16年度(常勤研究者35名)兼業 65件  平成17年度(常勤研究者37名)兼業 56件  平成18年度(常勤研究者30名)兼業 135件  平成19年度(常勤研究者30名)兼業 122件</p> <p><b>【労働安全衛生総合研究所】</b>  平成16年度(常勤研究者94名)兼業 4件  平成17年度(常勤研究者95名)兼業 4件  平成18年度(常勤研究者95名)兼業 5件  平成19年度(常勤研究者94名)兼業 3件</p> <p><b>【医薬基盤研究所】</b>  平成17年度(常勤研究者41名)兼業 17件  平成18年度(常勤研究者47名)兼業 30件  平成19年度(常勤研究者47名)兼業 35件</p>
農林水産省	<p><b>【全6法人共通】</b>  職員にその身分を保有させたまま、国際機関又は民間企業等への派遣を可能とする在籍派遣制度、職員が申請に基づき兼業を行うことができる制度及び学校又は他の研究機関等において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究若しくは指導するための研究休職制度を実施。また、職員に身分を保有させたまま大学等における修学を可能とする自己啓発休業制度を実施。</p> <p><b>【農業・食品産業技術総合研究機構】</b>  平成19年2月に、裁量労働制を導入し、兼業しやすい勤務環境を整備。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数)</p> <p><b>【農業・食品産業技術総合研究機構】(常勤研究者1670名)</b>  平成16年度 兼業 N/A、 出向 7人、研究休暇 2人  平成17年度 兼業 N/A、 出向 4人、研究休暇 2人  平成18年度 兼業 105人(6.2%)、出向 4人、研究休暇 1人  平成19年度 兼業 92人(5.5%)、出向 2人、研究休暇 0人</p> <p><b>【農業生物資源研究所】(常勤研究者264名)</b>  平成16年度 兼業 N/A、 出向 0人、研究休暇 0人  平成17年度 兼業 N/A、 出向 0人、研究休暇 0人  平成18年度 兼業 3人、 出向 0人、研究休暇 0人  平成19年度 兼業 5人、 出向 0人、研究休暇 0人</p> <p><b>【農業環境技術研究所】(常勤研究者128名)</b>  平成16年度 兼業 N/A、 出向 0人、研究休暇 1人  平成17年度 兼業 N/A、 出向 0人、研究休暇 0人  平成18年度 兼業 10人、 出向 0人、研究休暇 0人  平成19年度 兼業 5人、 出向 0人、研究休暇 0人</p> <p><b>【国際農林水産業研究センター】(常勤研究者99名)</b>  平成16年度 兼業 N/A、 出向 5人、研究休暇 0人  平成17年度 兼業 N/A、 出向 2人、研究休暇 0人  平成18年度 兼業 0人、 出向 2人、研究休暇 0人  平成19年度 兼業 0人、 出向 2人、研究休暇 0人</p> <p><b>【森林総合研究所】(常勤研究者494名)</b>  平成16年度 兼業 N/A、 出向 1人、研究休暇 0人  平成17年度 兼業 N/A、 出向 0人、研究休暇 0人  平成18年度 兼業 15人、 出向 2人、研究休暇 0人  平成19年度 兼業 25人、 出向 4人、研究休暇 0人</p>

	<p>【水産総合研究センター】（常勤研究者 526 名）  平成 16 年度 兼業 N/A、 出向 0 人、研究休暇 0 人  平成 17 年度 兼業 N/A、 出向 0 人、研究休暇 0 人  平成 18 年度 兼業 8 人、 出向 5 人、研究休暇 0 人  平成 19 年度 兼業 11 人、 出向 4 人、研究休暇 0 人</p>
経済産業省	<p>異動によって不利益を被らないような研究者の兼業、出向制度等を整備済み。</p> <p>【産業技術総合研究所】  退職金や年金の不利益を被らずに研究員が企業の環境で活躍ができる柔軟な一般兼業制度、役員兼業制度及び出向制度を整備しているほか、新規採用時の職員研修や所内イントラを通して研究員に充分周知するとともに、当該制度に関する問合わせの担当窓口を設置して、常時、研究員からの各種問い合わせにも対応している。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 2395 名）兼業 889 人(37%)、出向 25 人(1.0%)  平成 17 年度（常勤研究者 2508 名）兼業 858 人(34%)、出向 67 人(2.7%)  平成 18 年度（常勤研究者 2505 名）兼業 1044 人(42%)、出向 62 人(2.5%)  平成 19 年度（常勤研究者 2487 名）兼業 996 人(40%)、出向 68 人(2.7%)  研究休暇 該当無し</p> <p>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】  他法人からの研究者出向（兼業）に際する年金及び退職金への影響を考慮した扱いを行っているほか、当機構から外部への出向に際しては、退職金算定に当たり不利益を被らないよう出向期間の全期間を勤続期間に算入している。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 18 年度（常勤研究者 22 名）兼業 0 人、出向 0 人、研究休暇 該当無し</p> <p>【情報処理推進機構】  研究者は出向者であり、出向元の制度を利用。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 75 名）兼業 20 人(27%)、出向 0 人  平成 17 年度（常勤研究者 76 名）兼業 23 人(30%)、出向 0 人  平成 18 年度（常勤研究者 66 名）兼業 17 人(26%)、出向 0 人  平成 19 年度（常勤研究者 55 名）兼業 16 人(29%)、出向 0 人  研究休暇 該当無し</p>
国土交通省	<p>【海上技術安全研究所】  兼業、出向、研究休職については、所内規程により制度を確立しており、対象者が退職金等の不利益を被らないよう措置している。研究休暇制度については、他独法の状況を調査の上、導入の必要性・可能性について平成20年度以降も引き続き検討する。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 170 名）兼業 0 人、出向 4 人  平成 17 年度（常勤研究者 175 名）兼業 0 人、出向 5 人  平成 18 年度（常勤研究者 176 名）兼業 0 人、出向 4 人  平成 19 年度（常勤研究者 172 名）兼業 0 人、出向 4 人  研究休暇 該当無し</p> <p>【建築研究所】  国家公務員法等に準じた制度を整備している。</p> <p>（年度別兼業、出向制度活用者数）  平成 16 年度（常勤研究者 64 名）兼業 7 件、出向 2 人  平成 17 年度（常勤研究者 66 名）兼業 8 件、出向 0 人</p>

	<p>平成 18 年度(常勤研究者 62 名) 兼業 9 件、出向 2 人 平成 19 年度(常勤研究者 60 名) 兼業 9 件、出向 4 人 研究休暇 該当無し</p> <p><b>【交通安全環境研究所】</b> 兼業規程及び出向規程を整備済みであり、制度については職員に周知済み。研究休職及び研究休暇については、導入の必要性等を引き続き検討。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成 16 年度(常勤研究者 42 名) 兼業 1 人、出向 0 人 平成 17 年度(常勤研究者 43 名) 兼業 3 人、出向 0 人 平成 18 年度(常勤研究者 42 名) 兼業 3 人、出向 0 人 平成 19 年度(常勤研究者 43 名) 兼業 4 人、出向 0 人 研究休暇 該当無し</p> <p><b>【港湾空港技術研究所】</b> 当研究所では、大学の講師及び各種委員会等への兼業制度については整備している。しかし、研究休暇制度は今後の検討課題である。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成 16 年度(常勤研究者 90 名) 兼業 11 人、出向 0 人 平成 17 年度(常勤研究者 90 名) 兼業 13 人、出向 0 人 平成 18 年度(常勤研究者 84 名) 兼業 14 人、出向 1 人 平成 19 年度(常勤研究者 83 名) 兼業 14 人、出向 2 人 研究休暇 該当無し</p> <p><b>【電子航法研究所】</b> 兼業については、独立行政法人電子航法研究所兼業等規程を整備し活用している。休暇制度等については、国家公務員法に準拠。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成 16 年度(常勤研究者 48 名) 兼業 0 人、出向 0 人 平成 17 年度(常勤研究者 45 名) 兼業 0 人、出向 0 人 平成 18 年度(常勤研究者 45 名) 兼業 1 人、出向 0 人 平成 19 年度(常勤研究者 45 名) 兼業 1 人、出向 0 人 研究休暇 該当無し</p> <p><b>【土木研究所】</b> 国家公務員法等に準じた制度を整備している。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成 18 年度(常勤研究者 254 名) 兼業 0 人、出向 0 人、研究休暇 該当無し</p>
環境省	<p><b>【国立環境研究所】</b> 兼業、出向、研究休職制度については従前より制度化されているところ。また、当該制度により不在となる間であっても、支障の出ることの無いよう、必要に応じて人員配置を行っている。</p> <p>(年度別兼業、出向制度活用者数) 平成 16 年度(常勤研究者 272 名) 兼業 103 人(38%)、出向 0 人、研究休暇 0 人 平成 17 年度(常勤研究者 260 名) 兼業 112 人(43%)、出向 0 人、研究休暇 0 人 平成 18 年度(常勤研究者 250 名) 兼業 87 人(35%)、出向 2 人、研究休暇 0 人 平成 19 年度(常勤研究者 249 名) 兼業 94 人(38%)、出向 2 人、研究休暇 1 人</p>



改革事項及び 制度改革の具体的内容	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【2-7】</p> <p>【改革事項】 大学・独法研究者の兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【概要】 各大学等において、兼業、出向、研究休暇制度について、大学教員、独法職員に周知徹底する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度以降早期に実施</p>	内閣府	<p>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 機構発足後これまで、基本的な規程等の整備を優先して行ってきたところ。 平成 20 年度中に、兼業、出向及び研究休暇の諸規程を検討し、インターナルウェブサイトにて、全職員に周知する予定である。</p>
	総務省	<p>【情報通信研究機構】 平成 18 年度以降、職員への説明会、イントラネットへの掲載等により制度の周知に努めている。</p>
	財務省	<p>【酒類総合研究所】 兼業等規則など関連する規定については、職員に周知している。</p>
	文部科学省	<p>【理化学研究所】 研究者の就業時の際には、制度を理解していただくためのオリエンテーションを実施するとともに、所内人事部のホームページ内に専用ページを設け、許可の基準、手続き等の情報を提供している。引き続き周知のために努力する。</p>
		<p>【物質・材料研究機構】 兼業等の活動が積極的にできる環境を整えるため、新たに導入した裁量労働制については、当機構において前例の無い勤務体系のため、職員説明会や個別相談会を開催するなど広く周知し、機構職員への理解を図った。また、研究休暇制度であるサバティカル(長期休暇)研究員制度は、機構内での説明及び国際担当部門のイントラに制度を掲載し広く周知した。引き続き、兼業の機会拡大や、サバティカル研究員制度の拡充のため、いろいろな場で、勤務時間制度の説明、サバティカル研究員制度の説明を行い、周知徹底する。</p>
		<p>【放射線医学総合研究所】 非公務員化に伴い兼業規程を整備し、所内会議等で周知した。また、各職員に兼業規程も記載された就業規則集を配布している。所内 HP にも分かりやすく手続き等を紹介している。</p>
		<p>【日本原子力研究開発機構】 国や他独法、民間企業等への出向や、大学への客員教員の派遣等を積極的に取り組んでいるが、就業規程や職員退職金支給規程において兼業や出向、休暇について定め、退職金等に関する不利益が生じぬよう、必要な配慮を行っている。就業規程や職員退職金支給規程等については、機構内イントラネットを活用し、周知徹底を図っている。</p>
		<p>【防災科学技術研究所】 兼業等規程、職員出向規程制定時に職員に説明するとともに、所内のイントラに掲載することにより規程を随時閲覧可能としている。</p>
		<p>【宇宙航空研究開発機構】 就業規則において定めており、細則においてその手続きを定めている。いずれも社内 Web 上で確認することができるようにしている。</p>
		<p>【海洋研究開発機構】 兼業・兼職に係る制度の導入時には職員向け説明会を実施した。また、事務手続き等に関するマニュアルを作成し、web 上で公開することにより周知を図っている。</p>
<p>【国立文化財機構】 イントラネット等にて館内職員に対し周知できるような体制をとっている。</p>		
<p>【国立国語研究所】 昨年末に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」において、大学共同利用機関法人に移管することとなったため、現在は移管の在り方等を検討している。移管先となる大学共同利用機関法人の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>		
<p>【国立特別支援教育総合研究所】 イントラネットにて全職員に対し周知を図っており、職員がいつでも閲覧できるよう体制を整備している。</p>		

	<p><b>【国立科学博物館】</b> イントラネットにて館内全職員に対し周知を図っており、職員がいつでも閲覧できるよう体制を整備している。</p> <p><b>【日本スポーツ振興センター】</b> イントラネットにて、全職員に対し周知を図っており、職員がいつでも閲覧できるよう体制を整備している。</p> <p><b>【国立大学法人及び大学共同利用機関法人】</b>          &lt;&lt;実施国立大学法人等&gt;&gt;          北海道大学、北海道教育大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、一橋大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、岡山大学、広島大学、山口大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構          &lt;&lt;取組内容&gt;&gt;          ・就業規則である兼業規程について、職員へ周知徹底を図るとともに、取扱手引きを作成し配布している。          ・兼業、研究休暇制度について、学内向けのホームページに掲載するとともに、関係会議等で周知徹底を図る。          等          &lt;&lt;新たな取組の実施を予定している国立大学法人等&gt;&gt;          なし</p>
厚生労働省	<p><b>【国立健康・栄養研究所】、【労働安全衛生総合研究所】、【医薬基盤研究所】</b> 関係規程については、所内ホームページに掲載や各所内会議等にて周知を図っているところである。</p>
農林水産省	<p><b>【全6法人共通】</b> 在籍派遣制度及び兼業制度等について、会議等の機会も活用し、さらに周知に努力。</p> <p><b>【農業・食品産業技術総合研究機構】</b> 規定類はイントラネットですべて閲覧可能である。兼業制度など新しい仕組みを作る際、施行に当たっては職員に説明を行っている。</p>
経済産業省	<p>異動によって不利益を被らないような研究者の兼業、出向制度等を整備済み。</p> <p><b>【産業技術総合研究所】</b> 退職金や年金の不利益を被らずに研究員が企業の環境で活躍ができる柔軟な一般兼業制度、役員兼業制度及び出向制度を整備しているほか、新規採用時の職員研修や所内イントラを通して研究員に充分周知するとともに、当該制度に関する問合わせの担当窓口を設置して、常時、研究員からの各種問い合わせにも対応している。</p> <p><b>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</b> 他法人からの研究者出向(兼業)に際する年金及び退職金への影響を考慮した扱いを行っているほか、当機構から外部への出向に際しては、退職金算定に当たり不利益を被らないよう出向期間の全期間を勤続期間に算入している。</p> <p><b>【情報処理推進機構】</b> 研究者は出向者であり、出向元の制度を利用。</p>
国土交通省	<p><b>【海上技術安全研究所】</b> 兼業、出向、研究休職については、所内規程により制度を確立しており、制度について職員に周知済み。</p> <p><b>【建築研究所】</b></p>

	<p>制度化されている事項については、所内のHPに掲載している。密接な関係にある勤務時間制度も含め、引き続き周知の徹底に取り組みたい。</p> <p>【交通安全環境研究所】 兼業規程及び出向規程を整備済みであり、制度については職員に周知済み。</p> <p>【港湾空港技術研究所】 既存の制度について周知済みである。今後、新規制度が整い次第、周知を行う。</p> <p>【電子航法研究所】 兼業等規程については、イントラネット上に掲載し周知を図っている。</p> <p>【土木研究所】 現在の制度に関する規程を所内イントラに掲載し、周知している。</p>
環境省	<p>【国立環境研究所】 兼業、出向、研究休暇制度等の規程類は所内LANに掲載し、職員等に周知している。</p>

## 3. 研究費の公正で効率的な使用の実現

改革事項及び 制度改革の具体的事項	所管府省	進捗状況
整理番号【3-1】  <b>【改革事項】</b> 繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底  <b>【根拠法令】</b>  <b>【概要】</b> 繰越事由の要件を現場に周知徹底するとともに、繰越の運用実態を各機関等が幅広く共有するよう、取組を進める。  <b>【実施時期】</b> 平成 18 年度実施	内閣府	<b>【食品健康影響評価技術研究】</b> <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b> H17 0件(全課題数 8件中) H18 0件(全課題数 16件中) H19 0件(全課題数 25件中)
	総務省	<b>【戦略的情報通信研究開発推進制度】</b> 本制度において、繰越明許費制度の有効な活用を促進させるための具体的方法を検討する。 今後は、本制度で実施する研究開発課題の研究機関に対して、繰越明許費制度の活用促進の方法に関して通知し、周知徹底を図る。 <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b> H16 0件(全課題数 275件中) H17 0件(全課題数 329件中) H18 0件(全課題数 349件中) H19 0件(全課題数 347件中)
		<b>【先進技術型研究開発助成金制度】</b> <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b> H16 0件(全課題数 40件中) H17 0件(全課題数 32件中) H18 0件(全課題数 31件中) H19 0件(全課題数 28件中)
		<b>【民間基盤技術研究促進制度】</b> <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b> H16 0件(全課題数 32件中) H17 0件(全課題数 32件中) H18 0件(全課題数 26件中) H19 0件(全課題数 24件中)
	<b>【消防防災科学技術研究推進制度】</b> 年度間繰越については、平成16年度予算から措置済みであるが、研究機関への周知は十分に行えていなかった。 平成20年度においては、科研費や厚労科研費の例等を参考にし、当制度においても研究代表者に対し繰越事由の要件を周知するよう検討を行う。 <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b> H16 0件(全課題数 24件中) H17 0件(全課題数 29件中) H18 0件(全課題数 24件中)	

	H19 0件(全課題数 26件中)
文部科学省	<p>【科学研究費補助金】、【戦略的創造研究推進事業】、【科学技術振興調整費】、【研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム)】、【研究拠点形成費等補助金(グローバルCOEプログラム)】、【世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム】、【キーテクノロジー研究開発の推進】、【地球観測システム構築推進プラン】、【原子カシステム研究開発事業】、【先端計測分析技術・機器開発事業】、【革新技術開発研究事業】、【独創的シーズ展開事業】、【産学共同シーズイノベーション化事業】、【重点地域研究開発推進プログラム】、【地域結集型研究開発プログラム】等</p> <p>文部科学省においては、本省の競争的資金制度は繰越明許費となっており、一方、JST所管の競争的資金制度は運営費交付金による柔軟な運用によって、繰越が可能となっている。</p> <p>特に、科学研究費補助金においては、研究費の年度間繰越しについての事例を多く追加し、適正な活用が図られるよう取扱いの明確化を図る通知の発出(平成18年4月)などにより、繰越事由の研究現場への周知が図られた結果、平成18年度における繰越件数は641件となり、平成17年度の55件より大幅に増加した。</p> <p>文部科学省において、今後とも繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底を推進する。</p>
	<p>【科学研究費補助金】(文部科学省)</p> <p>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</p> <p>H16 1件(全課題数 22,841件中)</p> <p>H17 24件(全課題数 25,295件中)</p> <p>H18 227件(全課題数 20,196件中)</p> <p>H19 398件申請中(全課題数 16,276件中)</p>
	<p>【科学研究費補助金】(日本学術振興会)</p> <p>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</p> <p>H16 9件(全課題数 26,666件中)</p> <p>H17 31件(全課題数 27,107件中)</p> <p>H18 414件(全課題数 33,985件中)</p> <p>H19 899件申請中(全課題数 39,225件中)</p>
	<p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</p> <p>H16 98件(全課題数 775件中)</p> <p>H17 101件(全課題数 736件中)</p> <p>H18 0件*(全課題数 772件中)</p> <p>H19 127件(全課題数 871件中)</p> <p>*:科学技術振興機構の中期目標期間が終了した年度のため、繰越不可。</p>
	<p>【科学技術振興調整費】</p> <p>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</p> <p>H16 0件(全課題数 60件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 75件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 79件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 65件中)</p>

	<p><b>【研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム)</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 274 件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 273 件中)</p> <p>H18 1件(全課題数 272 件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 158 件中)</p> <hr/> <p><b>【研究拠点形成費等補助金(グローバルCOEプログラム)】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H19 0件(全課題数 63 件中)</p> <hr/> <p><b>【世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H19 0件(全課題数 5 件中)</p> <hr/> <p><b>【キーテクノロジー研究開発の推進】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 0件(全課題数 29 件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 83 件中)</p> <p>H19 1件(全課題数 259 件中)</p> <hr/> <p><b>【地球観測システム構築推進プラン】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 0件(全課題数 13 件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 15 件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 13 件中)</p> <hr/> <p><b>【原子力システム研究開発事業】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 0件(全課題数 37 件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 76 件中)</p> <p>H19 3件(全課題数 87 件中)</p> <hr/> <p><b>【先端計測分析技術・機器開発事業】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 29 件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 18 件中)</p> <p>H18 0件*(全課題数 12 件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 15 件中)</p> <p>*:科学技術振興機構の中期目標期間が終了した年度のため、繰越不可。</p> <hr/> <p><b>【革新技術開発研究事業】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 28 件中)</p>
--	--

	<p>H17 1件(全課題数 54件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 73件中)</p> <p>H19 3件(全課題数 46件中)</p> <hr/> <p><b>【独創的シーズ展開事業】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 5件(全課題数 160件中)</p> <p>H18 0件*(全課題数 160件中)</p> <p>H19 9件(全課題数 155件中)</p> <p>*:科学技術振興機構の中期目標期間が終了した年度のため、繰越不可。</p> <hr/> <p><b>【産学共同シーズイノベーション化事業】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H18 0件(全課題数 196件中)</p> <p>H19 2件(全課題数 312件中)</p> <hr/> <p><b>【重点地域研究開発推進プログラム】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H18 0件*(全課題数 1059件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 1289件中)</p> <p>*:科学技術振興機構の中期目標期間が終了した年度のため、繰越不可。</p> <hr/> <p><b>【地域結集型研究開発プログラム】</b></p> <p><b>【繰越明許制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H18 0件*(全課題数 2件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 2件中)</p> <p>*:科学技術振興機構の中期目標期間が終了した年度のため、繰越不可。</p>
厚生労働省	<p><b>【厚生労働科学研究費補助金】</b></p> <p>厚生労働科学研究費補助金に係る繰越明許の取扱いについては、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」(平成16年1月29日科発第0129002号、平成18年10月3日一部改正)により定めるとともに、本決定を厚生労働省ホームページに掲載することで関係者に周知しているところである。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/toriatukai05/pdf/01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/toriatukai05/pdf/01.pdf</a></p> <p>今後も、関係者の周知の徹底に向けて引き続き取り組む。</p> <p>H16 0件(全課題数 1,402件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 1,324件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 1,366件中)</p> <p>H19 2件申請中(全課題数 1,349件中)</p> <hr/> <p><b>【保健医療分野における基礎研究推進事業】</b></p> <p>保健医療分野における基礎研究推進事業に係る取扱いについても、「基礎研究推進事業委託費に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」(平成17年4月1日独立行政法人医薬基盤研究所総務部会計課・研究振興部基礎研究推進課)により定めるとともに、本文書を研究者に配布して周知しているところである。</p>

	<p>今後も、関係者の周知の徹底に向けて引き続き取り組む</p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 122件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 156件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 174件中)</p> <p>H19 1件(全課題数 197件中)</p>
農林水産省	<p><b>【産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業】、【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業】、【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業※(平成 20 年度新規事業)】</b></p> <p>全ての対象事業について、繰越明許の対象事業として登録しており、このことについては、これまでも公募要領に記載し、広く周知を図っているところ。また、当該制度についての理解が進むよう、平成 20 年度新規事業「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の公募要領において、繰越条件と必要な手続き等を明記したところ。</p> <p>今後も当該制度の活用促進が図られるよう、年度間繰越の記載例や留意事項等を分かりやすく取りまとめた手引きを作成・配布する方向で検討中。</p> <p><b>【新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業】</b></p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 57件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 65件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 71件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 76件中)</p> <p><b>【生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業】</b></p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 27件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 41件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 38件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 42件中)</p> <p><b>【産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業】</b></p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 34件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 91件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 55件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 34件中)</p> <p><b>【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業】</b></p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H16 0件(全課題数 167件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 235件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 277件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 271件中)</p>
経済産業省	<p><b>【産業技術研究助成事業】</b></p>



	<p>原則、複数年度契約又は複数年度交付決定を行い、繰越等の柔軟な対応を可能としている。</p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】*</b></p> <p>H16 0件(全課題数 338件中)</p> <p>H17 0件(全課題数 424件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 517件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 403件中)</p> <hr/> <p><b>【イノベーション実用化助成事業】</b></p> <p>原則、複数年度契約又は複数年度交付決定を行い、繰越等の柔軟な対応を可能としている。</p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】*</b></p> <p>H17 0件(全課題数 148件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 146件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 122件中)</p> <hr/> <p><b>【石油・天然ガス開発・利用促進型事業】</b></p> <p>原則、複数年度契約又は複数年度交付決定を行い、繰越等の柔軟な対応を可能としている。</p> <p>石油・天然ガス開発・利用促進型事業所管の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構において、次期中期目標期間(平成20年度～24年度)の当機構の中期計画(案)において、中期目標期間を跨ぐ場合も、複数年度契約や繰越が可能となるよう内容を検討中。</p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 0件(全課題数 6件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 5件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 6件中)</p> <hr/> <p><b>【革新的実用原子力技術開発費補助事業】</b></p> <p>平成19年度までは、特別会計の特別規定による繰越により、繰越明許費制度と同様に補助事業者の研究開発活動への柔軟な対応を図ってきた。また、特別会計法が改正された平成19年度からは、補助事業者が繰越明許費を活用できるように配分機関として繰越明許費要求を毎年度行っている。</p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 3件(全課題数 15件中)</p> <p>H18 2件(全課題数 11件中)</p> <p>H19 4件(全課題数 16件中)</p> <hr/> <p><b>【地域新生コンソーシアム研究開発事業】</b></p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p> <p>H17 0件(全課題数 125件中)</p> <p>H18 0件(全課題数 158件中)</p> <p>H19 0件(全課題数 43件中)</p> <hr/> <p>国土交通省</p> <p>本制度における繰越事由について周知徹底されていないが、補助金交付要綱において計画の変更について明記している。</p> <p>補助金交付要綱に記載されている計画の変更について、平成20年度の募集要領から明記することとする。</p> <p><b>【建設技術研究開発助成費】</b></p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b></p>
--	--

	<p>H16 0件(全課題数 11件中)  H17 0件(全課題数 18件中)  H18 0件(全課題数 27件中)  H19 0件(全課題数 31件中)</p> <hr/> <p><b>【運輸分野における基礎的研究推進制度】</b>  繰越については、必要性を勘案して認めているところ。  今後とも、引き続き上記取組を進める。</p> <p><b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b>  H16 0件(全課題数 15件中)  H17 0件(全課題数 15件中)  H18 0件(全課題数 15件中)  H19 0件(全課題数 15件中)</p>
環境省	<p><b>【環境技術開発等推進費】、【廃棄物処理等科学研究費補助金】、【地球環境研究総合推進費】、【地球温暖化対策技術開発事業】</b>  競争的資金の公募要領に繰越事由の要件を明記するなど、繰越明許費制度の活用について申請者等に周知徹底を図っている。  (環境技術開発等推進費の公募要領)</p> <hr/> <p><b>【環境技術開発等推進費】</b>  <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b>  H16 0件(全課題数 21件中)  H17 0件(全課題数 21件中)  H18 0件(全課題数 26件中)  H19 0件(全課題数 34件中)</p> <hr/> <p><b>【地球環境研究総合推進費】</b>  <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b>  H16 0件(全課題数 65件中)  H17 0件(全課題数 65件中)  H18 0件(全課題数 64件中)  H19 0件(全課題数 72件中)</p> <hr/> <p><b>【廃棄物処理等科学研究費補助金】</b>  <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b>  H16 0件(全課題数 64件中)  H17 0件(全課題数 56件中)  H18 1件(全課題数 69件中)  H19 0件(全課題数 68件中)</p> <hr/> <p><b>【地球温暖化対策技術開発事業】</b>  <b>【繰越明許費制度活用実績(繰越件数)】</b>  H16 2件(全課題数 38件中)  H17 0件(全課題数 36件中)</p>

		H18 0件(全課題数 35件中) H19 0件(全課題数 38件中)
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的事項	所管府省	進捗状況
<b>整理番号【3-2】</b>  <b>【改革事項】</b> 研究費の交付時期の早期化  <b>【根拠法令】</b>  <b>【概要】</b> 研究費の継続分については、原則年度開始当初に交付する。  <b>【実施時期】</b> 平成 19 年度から実施	内閣府	<b>【食品健康影響評価技術研究】</b> 契約締結の早期化を図っている。 平成 17 年度契約締結日:平成 17 年 10 月 平成 18 年度契約締結日:平成 18 年 6 月 平成 19 年度契約締結日:平成 19 年 5 月 平成 20 年度以降についても、契約締結の更なる早期化の可否について検討する。  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b> <新規> H17:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 100%、1~3月 0% (全 8 件) H18:4~6月 87%、7~9月 13%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 8 件) H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 9 件) <継続> H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 8 件) H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 16 件)
	総務省	<b>【戦略的情報通信研究開発推進制度】</b> 毎年4月に採択結果を通知し、年度当初より研究費を使用できるよう措置済み。 また、研究費の継続分についても、年度開始当初から使用可能としている。  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b> <新規> H16:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 72%、1~3月 28% (全 95 件) H17:4~6月 83%、7~9月 14%、10~12月 3%、1~3月 0% (全 106 件) H18:4~6月 64%、7~9月 36%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 95 件) H19:4~6月 59%、7~9月 40%、10~12月 1%、1~3月 0% (全 112 件) <継続> H16:4~6月 92%、7~9月 8%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 180 件) H17:4~6月 96%、7~9月 4%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 223 件) H18:4~6月 98%、7~9月 2%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 254 件) H19:4~6月 98%、7~9月 2%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 235 件)

	<p><b>【先進技術型研究開発助成金制度】</b>  研究開発期間が単年度であり、研究費の継続分が存在しないため該当しないが、毎年度、早期に公募を開始する等、これまでも交付決定の早期化に取り組んでいる。  なお、「国際共同研究助成金」については、平成20年度から大学等の非営利機関などについて、概算払いを可能とするため制度見直しを実施済みである。  今後も早期に公募を開始する等、交付決定の早期化に取り組んでいく。</p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全49件)  H17:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全34件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全32件)  H19:4~6月93%、7~9月7%、10~12月0%、1~3月0% (全30件)</p> <hr/> <p><b>【民間基盤技術研究促進制度】</b>  継続分は、原則として年度当初に契約を締結している。  今後とも、これまでどおり、継続分は、原則として年度当初に契約を締結していく予定。</p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全7件)  H17:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全7件)  H18:4~6月0%、7~9月87%、10~12月13%、1~3月0% (全8件)  H19:4~6月0%、7~9月67%、10~12月33%、1~3月0% (全3件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全25件)  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全25件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全18件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全21件)</p> <hr/> <p><b>【消防防災科学技術研究推進制度】</b>  本制度においては、継続課題に係る審査を3月に行っており、審査結果のとりまとめ等に一定の時間を要していたため、年度開始当初から研究資金を交付していなかった。  平成20年度における継続課題については、審査手続きの一層の迅速化を図ることにより、年度開始当初から研究資金を交付する予定。</p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全12件)</p>
--	---

	<p>H17:4～6月0%、7～9月100%、10～12月0%、1～3月0% (全11件)  H18:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全9件)  H19:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全9件)  &lt;継続&gt;  H16:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全12件)  H17:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全18件)  H18:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全15件)  H19:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全17件)</p>
<p>文部科学省</p>	<p><b>【科学研究費補助金】、【戦略的創造研究推進事業】、【科学技術振興調整費】、【研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム)】、【研究拠点形成費等補助金(グローバルCOEプログラム)】、【世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム】、【キーテクノロジー研究開発の推進】、【地球観測システム構築推進プラン】、【原子力システム研究開発事業】、【先端計測分析技術・機器開発事業】、【革新技術開発研究事業】、【独創的シーズ展開事業】、【産学共同シーズイノベーション化事業】、【重点地域研究開発推進プログラム】、【地域結集型研究開発プログラム】等</b>  文部科学省の競争的資金においては、複数年度の交付が予定されている継続分の研究費について、年度の可能な限り早い時期に交付をするよう努めるとともに、一部の制度において、研究費の送金・受領前であっても、年度当初より必要な契約等を行い、研究活動の開始を可能とするなど、研究費の切れ目を作らないような取組を行っているところ。  文部科学省においては、今後とも引き続き研究費の交付に関して、切れ目を作らないよう取組を推進する。</p> <hr/> <p><b>【科学研究費補助金】文部科学省</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4～6月96%、7～9月4%、10～12月0%、1～3月0% (全8620件)  H17:4～6月97%、7～9月3%、10～12月0%、1～3月0% (全9962件)  H18:4～6月96%、7～9月4%、10～12月0%、1～3月0% (全7553件)  H19:4～6月96%、7～9月4%、10～12月0%、1～3月0% (全6277件)  &lt;継続&gt;  H16:4～6月99%、7～9月1%、10～12月0%、1～3月0% (全13960件)  H17:4～6月99%、7～9月1%、10～12月0%、1～3月0% (全14702件)  H18:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全13009件)  H19:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全10420件)</p> <hr/> <p><b>【科学研究費補助金】日本学術振興会</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全9316件)</p>

	<p>H17:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 9684 件)  H18:4~6月 94%、7~9月 6%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 13040 件)  H19:4~6月 92%、7~9月 8%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 11125 件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 15609 件)  H17:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 15767 件)  H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 19365 件)  H19:4~6月 99%、7~9月 1%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 21883 件)</p> <hr/> <p><b>【戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業(公募型含))※CREST・さきがけの新規課題は、10月から研究を開始する。】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 94%、1~3月 6% (全 246 件)  H17:4~6月 3%、7~9月 19%、10~12月 74%、1~3月 4% (全 287 件)  H18:4~6月 5%、7~9月 32%、10~12月 61%、1~3月 2% (全 331 件)  H19:4~6月 5%、7~9月 2%、10~12月 90%、1~3月 3% (全 354 件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 1534 件)  H17:4~6月 99.8%、7~9月 0.2%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 1539 件)  H18:4~6月 99.8%、7~9月 0.2%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 1628 件)  H19:4~6月 99.9%、7~9月 0.1%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 1697 件)</p> <hr/> <p><b>【科学技術振興調整費】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 25.4%、1~3月 74.6% (全 130 件)  H17:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 4.2%、1~3月 95.8% (全 142 件)  H18:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 12%、1~3月 88% (全 108 件)  H19:4~6月 0%、7~9月 0%、10~12月 38.8%、1~3月 61.2% (全 121 件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月 0.5%、7~9月 24.4%、10~12月 18.5%、1~3月 56.6% (全 205 件)  H17:4~6月 0%、7~9月 30.6%、10~12月 29.3%、1~3月 40.1% (全 157 件)  H18:4~6月 0.4%、7~9月 30.5%、10~12月 37.2%、1~3月 31.8% (全 223 件)  H19:4~6月 0.5%、7~9月 39.3%、10~12月 34.5%、1~3月 25.8% (全 400 件)</p>
--	---

	<p><b>【研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム)】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全28件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全246件)  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全273件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全272件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全158件)</p> <hr/> <p><b>【研究拠点形成費等補助金(グローバルCOEプログラム)】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H19:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全63件)</p> <hr/> <p><b>【世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H19:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全5件)</p> <hr/> <p><b>【キーテクノロジー研究開発の推進】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H17:4~6月0%、7~9月0%、10~12月34.5%、1~3月65.5% (全29件)  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月11.4%、1~3月88.6% (全35件)  H19:4~6月0%、7~9月1.1%、10~12月6.8%、1~3月92% (全176件)  &lt;継続&gt;  H18:4~6月0%、7~9月3.9%、10~12月21.6%、1~3月68.6% (全51件)  H19:4~6月0%、7~9月38.6%、10~12月28.9%、1~3月32.5% (全83件)</p> <hr/> <p><b>【地球観測システム構築推進プラン】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H17:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全13件)  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全2件)  &lt;継続&gt;  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全13件)  H19:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全13件)</p>
--	--

	<p><b>【原子カシステム研究開発事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H17:4~6月0%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月100% (全37件)  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月66.7%、1~3月33.3% (全39件)  H19:4~6月0%、7~9月0%、10~12月91.7%、1~3月8.3% (全12件)  &lt;継続&gt;  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全37件)  H19:4~6月0%、7~9月0%、10~12月48.6%、1~3月51.4% (全75件)</p> <hr/> <p><b>【先端計測分析技術・機器開発事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全29件)  H17:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全18件)  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全12件)  H19:4~6月0%、7~9月0%、10~12月100%、1~3月0% (全15件)  &lt;継続&gt;  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全29件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全45件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全53件)</p> <hr/> <p><b>【革新技術開発研究事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全29件)  H17:4~6月0%、7~9月50%、10~12月50%、1~3月0% (全26件)  H18:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全25件)  &lt;継続&gt;  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全28件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全48件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全46件)</p> <hr/> <p><b>【独創的シーズ展開事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H17:4~6月0%、7~9月71%、10~12月11.6%、1~3月17.4% (全69件)</p>
--	---



		<p>H18:4~6月0%、7~9月75%、10~12月8.9%、1~3月16.1% (全56件)  H19:4~6月28.6%、7~9月30.6%、10~12月22.4%、1~3月18.4% (全49件)  &lt;継続&gt;  H17:4~6月94.5%、7~9月5.5%、10~12月0%、1~3月0% (全91件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全104件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全114件)</p> <hr/> <p><b>【産学共同シーズイノベーション化事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H18:4~6月0%、7~9月27%、10~12月73%、1~3月0% (全196件)  H19:4~6月0%、7~9月56%、10~12月44%、1~3月0% (全124件)  &lt;継続&gt;  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全188件)</p> <hr/> <p><b>【重点地域研究開発推進プログラム】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H17:4~6月3%、7~9月0%、10~12月95%、1~3月2% (全536件)  H18:4~6月2%、7~9月96%、10~12月1%、1~3月1% (全1051件)  H19:4~6月3%、7~9月97%、10~12月0%、1~3月0% (全1287件)  &lt;継続&gt;  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全43件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全44件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全70件)</p> <hr/> <p><b>【地域結集型研究開発プログラム】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H17:4~6月0%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月100% (全2件)  H18:4~6月0%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月100% (全2件)  H19:4~6月0%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月100% (全2件)  &lt;継続&gt;  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全19件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全16件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全15件)</p>
	厚生労働省	<b>【厚生労働科学研究費補助金】</b>

	<p>厚生労働科学研究費補助金の交付時期については、前年度採択課題の継続によるものを含め、早期化に取り組んでいるところであり、平成19年度は、平成19年6月時点で9割以上(課題数ベース)を交付した。</p> <p>今後とも、前年度採択課題の継続によるものを含め、厚生労働科学研究費補助金の交付時期の早期化について引き続き取り組む。</p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月0%、7~9月5%、10~12月61%、1~3月34%(全692件)</p> <p>H17:4~6月21%、7~9月32%、10~12月23%、1~3月24%(全578件)</p> <p>H18:4~6月21%、7~9月32%、10~12月28%、1~3月19%(全501件)</p> <p>H19:4~6月87%、7~9月4%、10~12月6%、1~3月3%(全538件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月0%、7~9月18%、10~12月65%、1~3月17%(全710件)</p> <p>H17:4~6月22%、7~9月43%、10~12月13%、1~3月22%(全746件)</p> <p>H18:4~6月23%、7~9月42%、10~12月29%、1~3月6%(全865件)</p> <p>H19:4~6月97%、7~9月1%、10~12月1%、1~3月1%(全811件)</p> <hr/> <p><b>【保健医療分野における基礎研究推進事業】</b></p> <p>また、保健医療分野における基礎研究推進事業における前年度採択課題の継続によるものについては、原則、年度当初に交付している。</p> <p><b>【交付時期(契約締結した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月0%、7~9月4%、10~12月68%、1~3月28%(全25件)</p> <p>H17:4~6月0%、7~9月75%、10~12月23%、1~3月2%(全56件)</p> <p>H18:4~6月0%、7~9月58%、10~12月27%、1~3月15%(全71件)</p> <p>H19:4~6月0%、7~9月91%、10~12月6%、1~3月3%(全34件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0%(全97件)</p> <p>H17:4~6月99%、7~9月1%、10~12月0%、1~3月0%(全100件)</p> <p>H18:4~6月99%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月1%(全103件)</p> <p>H19:4~6月98%、7~9月1%、10~12月1%、1~3月0%(全163件)</p>
農林水産省	<p><b>【新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業】、【生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業】、【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業】、【産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業】、【イノベーション創出基礎的研究推進事業】、【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業】</b></p> <p>研究費の継続分については、一部の事業においては、年度当初(4月1日)から研究が執行できるように契約を締結。その他の事業においても、事務手続きの迅速化により契約締結時期を早め、早期化を推進。19年度は昨年と比べ概ね1ヶ月早く締結を実施(5月下旬に締結)。</p> <p>引き続き、事務手続きの更なる改善を図り、より一層の早期化に努力。</p> <hr/> <p><b>【新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業】</b></p>

	<p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全16件)</p> <p>H17:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全17件)</p> <p>H18:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全18件)</p> <p>H19:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全20件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全41件)</p> <p>H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全48件)</p> <p>H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全53件)</p> <p>H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全56件)</p> <hr/> <p><b>【生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業】</b></p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全13件)</p> <p>H17:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全14件)</p> <p>H18:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全10件)</p> <p>H19:4~6月0%、7~9月92%、10~12月8%、1~3月0% (全12件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全14件)</p> <p>H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全27件)</p> <p>H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全28件)</p> <p>H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全30件)</p> <hr/> <p><b>【産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業】</b></p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月67%、7~9月33%、10~12月0%、1~3月0% (全6件)</p> <p>H17:4~6月15%、7~9月85%、10~12月0%、1~3月0% (全73件)</p> <p>H18:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全12件)</p> <p>H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全12件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月64%、7~9月36%、10~12月0%、1~3月0% (全28件)</p> <p>H17:4~6月67%、7~9月33%、10~12月0%、1~3月0% (全18件)</p> <p>H18:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全43件)</p> <p>H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全22件)</p>
--	---

	<p><b>【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全83件)  H17:4~6月4%、7~9月91%、10~12月5%、1~3月0% (全84件)  H18:4~6月94%、7~9月6%、10~12月0%、1~3月0% (全96件)  H19:4~6月99%、7~9月1%、10~12月0%、1~3月0% (全73件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月99%、7~9月1%、10~12月0%、1~3月0% (全84件)  H17:4~6月90%、7~9月10%、10~12月0%、1~3月0% (全141件)  H18:4~6月91%、7~9月9%、10~12月0%、1~3月0% (全177件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全193件)</p>
<p>経済産業省</p>	<p><b>【産業技術研究助成事業】、【イノベーション実用化助成事業】、【石油・天然ガス開発・利用促進型事業】、【地域新生コンソーシアム研究開発事業】、  <b>【革新的実用原子力技術開発費補助事業】</b>  複数年度交付決定を行った事業については、2年目以降の継続分について、年度開始当初より交付を行っている。</b></p> <hr/> <p><b>【産業技術研究助成事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  ※平成16、17、18年度については年2回の公募を行っている。  &lt;新規&gt;  H16:4~6月0%、7~9月53%、10~12月36%、1~3月0% (全135件)  H17:4~6月0%、7~9月49%、10~12月51%、1~3月0% (全173件)  H18:4~6月54%、7~9月23%、10~12月34%、1~3月0% (全135件)  H19:4~6月9%、7~9月85%、10~12月6%、1~3月0% (全67件)  &lt;継続&gt;  H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全203件)  H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全251件)  H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全382件)  H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全336件)</p>

	<p><b>【イノベーション実用化助成事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b>  ※平成17、18年度については年2回公募を行っている。</p> <p>&lt;新規&gt;  H17:4～6月0%、7～9月41%、10～12月59%、1～3月0% (全102件)  H18:4～6月44%、7～9月0%、10～12月56%、1～3月0% (全58件)  H19:4～6月0%、7～9月100%、10～12月0%、1～3月0% (全35件)</p> <p>&lt;継続&gt;  H18:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全87件)  H19:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全86件)</p> <hr/> <p><b>【石油・天然ガス開発・利用促進型事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;  H17:4～6月0%、7～9月100%、10～12月0%、1～3月0% (全6件)  H18:4～6月0%、7～9月0%、10～12月100%、1～3月0% (全5件)  H19:4～6月0%、7～9月100%、10～12月0%、1～3月0% (全6件)</p> <p>&lt;継続&gt;  H18:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全7件)  H19:4～6月-%、7～9月-%、10～12月-%、1～3月-% (全0件)</p> <hr/> <p><b>【地域新生コンソーシアム研究開発事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;  H17:4～6月0%、7～9月95%、10～12月5%、1～3月0% (全125件)  H18:4～6月25%、7～9月75%、10～12月0%、1～3月0% (全158件)  H19:4～6月0%、7～9月0%、10～12月93%、1～3月7% (全43件)</p> <p>&lt;継続&gt;  H18:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全123件)  H19:4～6月100%、7～9月0%、10～12月0%、1～3月0% (全164件)</p> <hr/> <p><b>【革新的実用原子力技術開発費補助事業】</b>  <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;  H17:4～6月0%、7～9月0%、10～12月100%、1～3月0% (全7件)  H19:4～6月0%、7～9月100%、10～12月0%、1～3月0% (全6件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p>
--	---

		H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全11件) H19:4~6月90%、7~9月10%、10~12月0%、1~3月0% (全10件)
	国土交通省	<p>研究費の継続分については、その継続の必要性について審査を行った上で、交付時期の早期化を図っているところである。 今後とも、引き続き上記取組を推進する。</p> <p><b>【建設技術研究開発助成費】</b> <b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt; H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全6件) H17:4~6月0%、7~9月57%、10~12月43%、1~3月0% (全14件) H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全12件) H19:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全17件)</p> <p>&lt;継続&gt; H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全5件) H17:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全4件) H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全15件) H19:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全14件)</p> <hr/> <p><b>【運輸分野における基礎的研究推進制度】</b> 2年目、3年目の継続研究課題については、年度開始当初に研究費を交付しているところ。 今後とも、引き続き上記取組を推進する。</p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt; H16:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全5件) H17:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全5件) H18:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全5件) H19:4~6月0%、7~9月100%、10~12月0%、1~3月0% (全5件)</p> <p>&lt;継続&gt; H16:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全10件) H17:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全10件) H18:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全10件) H19:4~6月100%、7~9月0%、10~12月0%、1~3月0% (全10件)</p>
	環境省	<p><b>【環境技術開発等推進費】、【廃棄物処理等科学研究費補助金】、【地球環境研究総合推進費】、【地球温暖化対策技術開発事業】</b> 研究費の継続分については、原則、年度開始時期に交付するように努めている。 引き続き、交付時期に早期化に努める。</p>
		<b>【環境技術開発等推進費】</b>

	<p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 9 件)</p> <p>H17:4~6月 22%、7~9月 78%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 9 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 15 件)</p> <p>H19:4~6月 35%、7~9月 65%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 17 件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 12 件)</p> <p>H17:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 12 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 11 件)</p> <p>H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 17 件)</p>
	<p><b>【地球環境研究総合推進費】</b></p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 15 件)</p> <p>H17:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 20 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 18 件)</p> <p>H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 28 件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 50 件)</p> <p>H17:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 45 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 46 件)</p> <p>H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 44 件)</p>
	<p><b>【廃棄物処理等科学研究費補助金】</b></p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 32 件)</p> <p>H17:4~6月 96%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 4% (全 23 件)</p> <p>H18:4~6月 88%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 12% (全 42 件)</p> <p>H19:4~6月 97%、7~9月 0%、10~12月 3%、1~3月 0% (全 32 件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 31 件)</p> <p>H17:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 33 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 27 件)</p> <p>H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 36 件)</p>

		<p><b>【地球温暖化対策技術開発事業】</b></p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 38 件)</p> <p>H17:4~6月 93%、7~9月 0%、10~12月 7%、1~3月 0% (全 17 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 11 件)</p> <p>H19:4~6月 61%、7~9月 6%、10~12月 33%、1~3月 0% (全 25 件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H17:4~6月 95%、7~9月 5%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 29 件)</p> <p>H18:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 24 件)</p> <p>H19:4~6月 100%、7~9月 0%、10~12月 0%、1~3月 0% (全 13 件)</p>
--	--	--

改革事項及び 制度改革の具体的事項	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【3-3】</p> <p><b>【改革事項】</b> 研究費の交付時期の早期化</p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p><b>【概要】</b> 厚労科研費について、9月時点で9割以上の交付決定通知を行うことを目標として、その早急な実現に取り組む。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 19 年度から実施</p>	厚生労働省	<p><b>【厚生労働科学研究費補助金】</b> 厚生労働科学研究費補助金の交付時期の早期化について取り組み、平成19年度は平成19年6月時点で9割以上(課題数ベース)の交付を達成した。</p> <p><b>【交付時期(交付決定通知した割合)】</b></p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p>H16:4~6月 0%、7~9月 5%、10~12月 61%、1~3月 34% (全 692 件)</p> <p>H17:4~6月 21%、7~9月 32%、10~12月 23%、1~3月 24% (全 578 件)</p> <p>H18:4~6月 21%、7~9月 32%、10~12月 28%、1~3月 19% (全 501 件)</p> <p>H19:4~6月 87%、7~9月 4%、10~12月 6%、1~3月 3% (全 538 件)</p> <p>&lt;継続&gt;</p> <p>H16:4~6月 0%、7~9月 18%、10~12月 65%、1~3月 17% (全 710 件)</p> <p>H17:4~6月 22%、7~9月 43%、10~12月 13%、1~3月 22% (全 746 件)</p> <p>H18:4~6月 23%、7~9月 42%、10~12月 29%、1~3月 6% (全 865 件)</p> <p>H19:4~6月 97%、7~9月 1%、10~12月 1%、1~3月 1% (全 811 件)</p>

改革事項及び 制度改革の具体的事項	所管府省	進捗状況
整理番号【3-4】	厚生労働省	<b>【厚生労働科学研究費補助金】</b>



<p><b>【改革事項】</b> 研究費の交付時期の早期化</p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p><b>【概要】</b> 厚労科研費の外部機関への研究費配分事務の移管(FA化)についても、利益相反の疑いを招かない公平・透明なFAの在り方の検討を進めつつ、平成 22 年度の目途に段階的に業務の移管を推進し、交付時期の更なる早期化に取り組む。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 19 年度から実施</p>		<p>厚生労働科学研究費補助金のうち競争的資金に係る配分事務の外部機関への移管(FA化)については、平成22年度を目途に検討を進めており、平成19年度においては、6事業の配分機能を4機関に移管する試行を実施した。また、配分機能を移管された機関における補助金の交付時期の早期化に取り組み、平成19年度は平成19年6月までにすべての課題について交付した。</p> <p>今後もFA化及び補助金交付時期の早期化について引き続き取り組む。</p>
---	--	---

改革事項及び 制度改革の具体的事項	所管府省	進捗状況
<p>整理番号【3-5】</p> <p><b>【改革事項】</b> 公正で透明な資金管理体制の確立</p> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p><b>【概要】</b> 大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。 資金配分機関においては、研究費配分ルール作りやその徹底、研究機関の責任の明確化等を進めていく。また、公的研究費の使用に関する研究</p>	<p>内閣府</p>	<p><b>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】</b> 平成 19 年 11 月に「公的研究費運営・管理規程」を策定し、公的研究費に係る最高管理責任者、不正防止推進部署、相談窓口、通報窓口、公的研究費運営・管理委員会を定めるなど研究費の管理・監査体制及び不正事案の調査・報告・処理体制を整備した。 物品の検収については、事務部門と研究部門の独立したチェック体制を導入し、不正な発注・検収を防止する仕組みを導入した。 また、公的研究費に係る説明会等において、不正事案の発生状況や適正な取扱いの重要性を説明するなど研究者の倫理的責任に対する意識の向上を図った。 「公的研究費運営・管理規程」に基づいた研究費の管理・監査体制を維持するとともに、必要に応じて同規程を見直す。 研究者等を対象とした説明会を定期的に行い、研究者等のモラル向上を図る。</p>
	<p>総務省</p>	<p><b>【食品健康影響評価技術研究】</b> 実施要領に基づき、研究費の配分を行っている。 公的研究費の使用に関して、対象となる経費、各種手続きの作成方法を分かりやすく整理した事務処理マニュアルを作成し、研究機関に配布している。 今後も、上記取組みを引き続き実施する。</p>
		<p><b>【戦略的情報通信研究開発推進制度】</b></p>

<p>機関からの問い合わせに対して、資金配分機関が迅速かつ分かりやすく回答する体制の整備に努める。</p> <p>研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、上記取組を具体的に推進する。</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成19年度実施</p>		<p>総務省が策定した「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」に基づき、資金を適正に管理することを配分先に求めている。</p> <p>また、戦略的情報通信研究開発推進制度における「委託契約経理解説」を策定しホームページ上で公開している。</p> <p>さらに、各研究機関からの問い合わせ窓口を設置して迅速に対応する体制を構築している。</p> <p><b>【先進技術型研究開発助成金制度】</b> 本制度のスキーム、助成事業者の責任等については、公募説明会及び交付決定説明会等にて説明している。また問い合わせについては、当該説明会において対応するとともに、HPを活用し対処している。</p> <p>研究費の不正使用があった場合には申請の制限等の措置を講ずることを明らかにするとともに、不正使用に係る申出受付窓口を設置している。</p> <p>今後も引き続き上記取組を通じて適切な助成金事業実施及び研究費の不正使用の防止に努める。</p> <p><b>【民間基盤技術研究促進制度】</b> 採択後の契約時には、説明会を開催するほか、マニュアルを配布すると共に問い合わせについては、逐次メール等により対応する体制を整備している。また、年3回の経理検査の機会を捉え質疑応答を実施している。研究費の不正使用があった場合には申請の制限等の措置を講ずることを明らかにするとともに、不正使用に係る申出受付窓口を設置している。</p> <p>問い合わせ等の体制については、今後も継続していく予定。</p> <p>また、引き続き上記取組を通じて研究費の不正使用の防止に努める。</p> <p><b>【消防防災科学技術研究推進制度】</b> 「公的研究費の不正使用の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)の内容等を踏まえ、「消防防災科学技術研究推進制度における研究上の不正行為への対応指針」及び「消防防災分野に係る研究移管における公的研究費の管理・監査の指針」を平成19年8月に策定。大学等研究機関に対しては、契約締結時に上記指針を配布し、経費の管理・監査体制を整備するよう指示しているところ。</p> <p><b>【情報通信研究機構】</b> 平成19年度に、経費の管理は財務部が一元的に行い、研究者が経理に関与しない体制としている。また、経費の管理に対する監査は監査室が行っている。</p>
	財務省	<p><b>【酒類総合研究所】</b> 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、「独立行政法人酒類総合研究所研究費不正防止規程」を定め、研究費をすべて総務課で管理することとし、研究者本人が経費の支出について直接関与できない事務手続きとしており、適切に実施している。</p>
	文部科学省	<p><b>【日本学術振興会】</b></p> <p>1)不正使用等の防止策 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備を義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究機関に補助金の経理責任者を特定させ、その報告を義務化</li> <li>・全ての採択者に対して不正使用等を行わない旨の誓約を確認</li> <li>・研究機関に対する実地調査の実施</li> <li>・研究機関等に対するペナルティの導入</li> <li>・平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化</li> </ul> <p>2)柔軟な研究費の使用 研究計画の変更に伴う繰越を幅広く可能にした。</p>

	<p>(繰越実績の大幅増 H17:55件→H18:641件)</p> <p>3) 審査の改善          科研費の第2段審査において、応募者の全ての研究資金の応募、受入等の状況についての確認を徹底。(研究計画調書を見直し、応募中の研究費、受入予定の研究費、その他の活動ごとにエフォートを記載することとした。)</p> <p>4) 研究種目間の重複応募の制限          科研費において大型の研究費が採択された場合に、他の科研費の研究費を重複して受給することを制限。</p> <p>5) 研究成果の把握          科研費による発表論文の査読の有無、学会発表状況、産業財産権の国内外の出願・取得の状況などの研究成果の把握</p> <p>「府省共通研究開発管理システム」の活用          不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用し、競争的資金の中で最も早く行われる科研費の審査結果を、他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供。</p> <hr/> <p><b>【理化学研究所】</b>          文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日)」に基づき独立行政法人理化学研究所においては、公的研究費の運営・管理に関して必要な事項を定め、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とした「公的研究費運営・管理規程(平成19年10月1日施行)」を策定した。          引き続き、上記規程に基づき不正行為の防止を推進し、公的研究費の適正な運営・管理に努める。</p> <hr/> <p><b>【物質・材料研究機構】</b>          平成19年3月に、研究費等の不正使用はもとより、不正使用であるとの疑いをもたれる事案の発生を防止するための機構の体制及び関係者のとるべき措置を定め、万が一、不正使用と疑われる事案が発生した場合の処理の基本方針及び規程を整備した。          今後においても、基本方針及び規程等を遵守し、公正な資金管理体制を運営していく。</p> <hr/> <p><b>【放射線医学総合研究所】</b>          平成19年11月に、競争的資金等の外部資金に係る適正な使用を確保するための基本方針を制定し、研究費等の不正使用はもとより、不正使用であるとの疑いをもたれる事案の発生を防止するための体制及び関係者のとるべき措置を定め、万が一、不正使用と疑われる事案が発生した場合の処理の基本方針及び規程を整備した。          今後においても、基本方針及び規程等を遵守し、かつ関係各署と協力して公正な資金管理体制を運営していく。</p> <hr/> <p><b>【日本原子力研究開発機構】</b>          ①文部科学大臣決定「試験研究機関における公的研究費の管理監査のガイドライン」及び「科研費機関用ハンドブック」を受けて、「科学研究費補助金による試験研究の実施について(達)」を改正し、運営・管理に係わる者の責任と権限の体系を明確化した。(平成19年6月14日)          ②また、科研費執行管理システムを整備した。          ③一方、その他の公的研究費については、従前から財務・契約系情報システムによって資金管理を行っている。          ④国の会計検査はもとより、内部においても監事監査、会計監査人監査を受け、経費の執行管理を適正に行っている。          今後も、必要に応じて規程等の整備を行う。</p> <hr/> <p><b>【防災科学技術研究所】</b>          公正で透明な資金管理体制を確立するため、研究費の使用等のルール、研究費の管理・監査体制、不正事案の調査・報告・処理体制、等に関する関連諸規程等を整備し、HP上で対外的に公表するとともに、所内全職員を対象とした説明会を実施し周知徹底を図った。          また、不正防止に向けた具体的な取組策として公的研究費の不正防止計画を定め、この計画に沿って、各種手続等の再検証及び内部監査の充実</p>
--	---

	<p>を図っているところである。</p> <p>今後は、不正防止計画については、研究所の実情等を踏まえつつ、引き続き不正を発生する要因の把握とその分析を進めているところであり、これらを受けて平成20年度の早い時期に計画を見直す予定である。</p> <p><b>【宇宙航空研究開発機構】</b></p> <p>「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」の全てに対応し以下のような必要な措置を執っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関内の責任体系を明確化して公開している。</li> <li>・ルールの明確化・統一化を行い、社内 Web の掲示及びハンドブックの作成・配布により職員への周知を図っている。</li> <li>・事務処理手続きに関する相談受付窓口を設置している。</li> <li>・職務権限を明確にしている。</li> <li>・関係者の意識向上を図ると共に行動規範を策定している。</li> <li>・調査及び懲戒に関する規程を整備している。</li> <li>・不正を発生させる要因の把握と不正防止計画を策定・実施している。</li> <li>・発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムを構築し、不正な取引に関与した業者に対する処分方針を定める等、研究費の適正な運営・管理を行っている。</li> <li>・情報の伝達を確保する体制の確立(使用ルール等に関する相談受付窓口の設置、通報(告発)の受付窓口の設置、不正への取組に関する機関の方針の公表、職員の理解度の確認)を図っている。</li> <li>・モニタリング体制を整備し、また、独立した監査体制を整備している。</li> </ul> <p>ガイドラインに基づいた体制整備等は完了した。今後は、不正防止体制がより効率的に機能し、不正が発生しないよう、必要に応じ体制、制度、規則等見直していく予定。</p> <p><b>【海洋研究開発機構】</b></p> <p>文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、「競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程」をはじめとする関係規程等を制定・整備するとともに、「不正防止計画」を策定し実施していることにより、研究資金の適正な執行の確保及び不正使用の防止に努めている。</p> <p>関係規程等の定めに従い適正な執行を確保するとともに、引き続き「不正防止計画」の実施を継続し、研究資金の不正使用の防止に努めていく。</p> <p><b>【科学技術振興機構】</b></p> <p>平成18年12月20日制定の平成18年規則第78号に基づき不正告発窓口を設置し、告発の適正な処理の仕組みを定めている。</p> <p>また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準 平成19年2月15日文部科学大臣決定)」に基づき、研究をすでにおこなっている各研究機関に対して研究機関における研究費の取扱ルールや管理・監査体制について、報告書の提出を求めた。平成20年度の募集からは応募要件としてガイドラインに基づいた報告書の提出を求め、体制整備が不十分な場合は研究実施が認められない場合があることを明記することとした。ガイドラインに基づくモニタリング調査を文部科学省と協力の上、平成20年1月より実施している。</p> <p>研究室運営経験の豊富なPOにより、研究計画書や報告書を精査し活動状況の把握するほか、サイトビジットによる既存設備や活動体制の調査を通して、研究費の過不足を含めた適正さを判断し、研究費配分に役立てることで、不正の遠因排除に努めている。</p> <p>平成17年度より複数年度契約を導入することにより、不適切な研究費使用の遠因排除に努めている。</p> <p>研究費使用の事務取扱要領の整備・充実を図ることにより、公的資金の適切な使用の一層の充実を図っている。</p> <p>平成20年4月以降においても新規契約時にガイドラインの実施状況報告書の提出を求め、引き続き研究費の管理・監査の体制整備を促すとともに不十分な場合の措置も検討実施していく、また、モニタリング調査についても文部科学省と協力の上、引き続き実施することとしている。</p> <p>いる。</p> <p><b>【国立文化財機構】</b></p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき機構において規程を整備した。</p>
--	---

	<p>今後とも整備した規程を遂行</p> <p><b>【国立国語研究所】</b> 競争的資金等の取扱いに関する所内規程を制定した。 今後とも所内規程に則り、公正で透明な資金管理体制の確立に努める。</p> <p><b>【国立特別支援教育総合研究所】</b> コンプライアンスの一層の確保のため、平成19年4月より監査担当職員(兼任)を新たに設置し体制の強化を図るとともに、科学技術・学術審議会報告「競争的資金に係る不正行為対応ガイドライン」及び文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、平成19年11月1日付けで「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所競争的資金運営管理規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究活動に係る行動規範」を制定し、職員に周知・徹底したところである。 今後とも引き続き、公的研究費の不正防止等に努める。</p> <p><b>【国立科学博物館】</b> 科学技術・学術審議会報告「競争的資金に係る不正行為対応ガイドライン」及び文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に準拠して「独立行政法人国立科学博物館における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」及び「独立行政法人国立科学博物館における公的研究費の不正防止計画」を平成19年11月9日付けで策定したところである。また、平成19年度中に「国立科学博物館における研究者の行動規範」を策定するとともに、「国立科学博物館における物品購入契約に係る取引停止等の取扱要項」などの館内規程等を整備することとしている。 平成20年度は、「独立行政法人国立科学博物館における公的研究費の不正防止計画」等に定められた取り組みを確実に実施していくとともに、その取組などについてもモニタリング等を継続的に実施していくこととしている。</p> <p><b>【日本スポーツ振興センター】</b> 公的研究費の適正な管理と効率的な使用に向けた対応や不正の防止対策として講じるべき必要な事項を体系的に整理するため、「国立スポーツ科学センター公的研究費の不正防止等のガイドライン」を、平成19年11月に策定した。 今後は、策定したガイドラインに定められた取り組みを確実に実施していくとともに、不正防止を図るための組織強化に努める。</p> <p><b>【科学研究費補助金】、【戦略的創造研究推進事業】、【科学技術振興調整費】、【研究拠点形成費等補助金(21世紀COEプログラム)】、【研究拠点形成費等補助金(グローバルCOEプログラム)】、【世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム】、【キーテクノロジー研究開発の推進】、【地球観測システム構築推進プラン】、【原子力システム研究開発事業】、【先端計測分析技術・機器開発事業】、【革新技術開発研究事業】、【独創的シーズ展開事業】、【産学共同シーズイノベーション化事業】、【重点地域研究開発推進プログラム】、【地域結集型研究開発プログラム】等</b> 公正で透明な資金管理体制の確立を図るため、文部科学省においては、下記のような取組を通じて、研究者、事務担当者に対する研究費の適正な経理・管理の徹底を求めている。 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備を進めるため、文部科学省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、研究機関等に周知した。また、平成19年5月31日には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について」(19文科科第340号)を研究機関等に送付。平成19年11月には、各研究機関よりガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等の実施状況報告書の提出があった(約1600機関)。現在、実施状況報告書について分析をしているところ。 また、平成20年1月以降、ガイドラインに関する理解を深め、体制整備等の現状、実態を実地に把握することを目的に、現地調査(約30機関程度)を行っている。 現在、有識者からなる「研究機関における公的研究費の管理・監査の検討会」(以下、検討会という。)を設置し、各研究機関のガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等の実施状況の確認・評価、及び指導助言等について検討している。</p>
--	--

	<p>文部科学省においては、引き続き、ガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等を確認するとともに、必要に応じて指導等を行う</p> <p><b>【国立大学法人及び大学共同利用機関】</b></p> <p>《実施国立大学法人等》</p> <p>北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則」を制定し、不正事案の通報・調査・報告・処理体制を整備している。</li> <li>・ 研究活動の不正行為等に関する通報(告発)窓口の設置や、ホームページにおける情報提供等を通じた啓発活動を実施している。</li> <li>・ 監査室において、研究室における適正な事務処理の執行を行うため、内部監査を不定期に実施している。また、監事と会計監査人との連携による機関全体の視点によるモニタリングを実施している。</li> <li>・ 発注や検収業務における当事者以外によるチェックが有効に機能する仕組みとして「納品検収センター」を設置している。</li> </ul> <p>等</p> <p>《新たな取組の実施を予定している国立大学法人等》</p> <p>北海道大学、北海道教育大学、旭川医科大学、東北大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京芸術大学、お茶の水女子大学、上越教育大学、富山大学、福井大学、山梨大学、岐阜大学、名古屋工業大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、鳴門教育大学、愛媛大学、九州大学、佐賀大学、宮崎大学、鹿児島大学、総合研究大学院大学、人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構</p> <p>《新たに実施する予定の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「研究費の不正使用防止等に関する規程」の制定する。</li> <li>・ 公的研究資金の運営・管理を適正に行うため、全ての研究者、事務職員並びに学生が理解しやすい形で周知することを目的に、ルールの全体像を明確化・体系化を進めホームページに掲載する。</li> <li>・ 教職員を対象に、公正で透明な資金管理体制について理解度確認を実施する。</li> </ul> <p>等</p>
厚生労働省	<p><b>【厚生労働科学研究費補助金】</b></p> <p>厚生労働科学研究費補助金については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成13年7月5日付け厚科第332号厚生科学課長決定)を改</p>

	<p>正(平成19年度中予定)し、経費の管理・監査体制を整備し公正で透明な資金管理体制を確立することを各研究機関等に求めた。</p> <hr/> <p><b>【保健医療分野における基礎研究推進事業】</b>  保健医療分野における基礎研究推進事業については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、研究費配分ルールを明確化した手引きの作成を行うとともに、各研究機関に対し、各研究機関との委託研究契約の締結による機関経理及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制の整備等の必要な措置を講じることを求め、研究費配分ルールの徹底や研究機関の責任の明確化等を図っている。  また、説明会の開催や問い合わせ先の周知により、公的研究費の使用に関する研究機関からの問い合わせに対し、適切に回答する体制の整備に努めている。</p> <hr/> <p><b>【国立健康・栄養研究所】</b>  国立健康・栄養研究所では、平成13年から機関経理を行っている。また、平成19年度に補助金執行管理システムを構築し、研究計画に即応した執行管理を行っている。公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、平成18年度に公的研究費ガイドラインを策定し周知徹底を行い、適正な執行に努めている。</p> <hr/> <p><b>【労働安全衛生総合研究所】</b>  労働安全衛生総合研究所では、当研究所の競争的資金にかかる取扱を定めた規定及び細則を改正し、管理責任者の明確化、不正事案の調査・報告処理体制の整備(通報(告発)窓口の設置等)、内部監査体制の整備を行った。また、ホームページ上に管理責任者、相談・告発窓口を掲載し外部へも公開することとした。</p> <hr/> <p><b>【医薬基盤研究所】</b>  医薬基盤研究所では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」等に基づき、関係規程の整備を図るとともに、管理体制の明確化、内部監査体制の充実等の措置を行い、ホームページ上に不正の対する告発窓口を設置する等の対応を図っている。</p>
農林水産省	<p><b>【農業・食品産業技術総合研究機構】、【農業生物資源研究所】、【農業環境技術研究所】、【国際農林水産業研究センター】、【森林総合研究所】、【水産総合研究センター】</b></p> <p><b>【新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業】、【生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業】、【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業】、【産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業】、【イノベーション創出基礎的研究推進事業】、【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業】</b></p> <p>○配分機関における取組  ・「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)を踏まえ、  ①資金配分を受ける各研究機関が実施すべき事項(経費の管理・監査体制の整備と責任体制の明確化等)  ②配分機関が実施すべき事項(資金配分を受ける各研究機関における資金の適正な使用に向けた取組状況の把握と改善指導等)  を定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を平成19年10月に策定し、関係機関に通知したほか、HP上に掲載。  また、競争的資金については、平成20年度採択課題の公募より、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用を開始し、同システムを活用して各府省の研究資金制度間の情報共有、研究者情報の管理などを行うことにより、研究費の不合理な重複の排除や過度の集中の排除を実施。  なお、上記について、20年度事業の公募要領に記載するとともに、同要領に、問い合わせ先を明記しているところ。</p>

	<p>○研究機関における取組 (全法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等の手続きは会計システムで処理することにより経理事務を一元化。研究者は、購入希望物品を端末から入力するのみで、発注、検収等には関与しない仕組みを整備済。</li> <li>・事務処理手続きに関する相談及び不正に関する通報窓口を設置。</li> <li>・幹事、監査法人による監査のほか、監査室等による内部監査を実施し、適正な経費の管理を確保。</li> </ul> <p>(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所)</p> <p>ガイドラインに沿って、それぞれ内部規程を整備するとともに、機関内の責任体制等を公表。また、研究費の適正な使用に関して、説明会、研修等を活用して職員の意識向上を推進。</p> <p>(水産総合研究センター)</p> <p>研究費の不正使用防止に関する規程を整備。</p> <p>(森林総合研究所)</p> <p>公的研究費の使用等のマニュアルを見直すことにより、公的研究費の経理事務の一元化を図り、会議で周知するとともに、所内電子掲示板に掲示し、職員がいつでも参照可能。</p> <p>(農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター)</p> <p>契約事務に関する手続きをマニュアルとして整備。</p> <p>今後とも、公正で透明な資金管理体制の確立に向け、上記ガイドラインに基づいた取組等を引き続き推進。</p>
経済産業省	<p>【産業技術総合研究所】、【情報処理推進機構】、【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】、【産業技術研究助成事業】、【イノベーション実用化助成事業】、【石油・天然ガス開発・利用促進型事業】、【地域新生コンソーシアム研究開発事業】、【革新的実用原子力技術開発費補助事業】</p> <p>「大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。」</p> <p>→大学等研究機関において、各機関の会計規程に基づき適正な運用に努めており、適正な運営が行われているかを公正かつ独立の立場で確認を行うための内部監査を実施している。</p> <p>「資金配分機関において、研究費配分ルール作りやその徹底、研究機関の責任の明確化等を進めていく。また、公的研究費の使用に関する研究機関からの問い合わせに対して、資金配分機関が迅速かつ分かりやすく回答する体制の整備に努める。」</p> <p>→必要に応じ実地調査等を実施し、研究費の管理状況の確認、適正な経理事務の指導等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正があった場合、不正の概要についてホームページに公開することとしており、研究費を不正受給した事業者については、補助金等交付決定及び委託費に係る契約の締結を停止し、指名競争入札における指名行為から除外する措置を行っている。</li> </ul> <p>「研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、上記取組を具体的に推進する。」</p> <p>→「公的研究費の不正使用等の防止に関する取り組みについて(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、以下の取組を具体的に実施。</p> <p>「大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。」</p> <p>→大学等研究機関において、各機関の会計規程に基づき適正な運用に努めており、適正な運営が行われているかを公正かつ独立の立場で確認を行うための内部監査を実施している。</p>



	<p>「研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、上記取組を具体的に推進する。」</p> <p>→「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、以下の取組を具体的に実施。</p> <p><b>【産業技術総合研究所】</b>  平成19年10月19日「競争的資金等の適正執行の確保に向けた取組について」を策定し、ホームページで対外的に公表するとともに、所内職員に周知を図っている。  競争的資金等の適正な運営・管理を確保するため、「最高管理責任者」及び「統括管理責任者」等を設置。  平成19年10月に競争的資金等に係る不正事案が発覚した場合、理事長、副理事長等組織内幹部及び関連部署、並びに経済産業省及び文部科学省等関係機関に対し、迅速かつ正確な情報が伝わるよう連絡体制を確立。</p> <p><b>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】</b>  公募要領に「競争的資金の適正な執行に関する指針」を明記し、不正があった場合には、不正研究者の応募資格を制限する等、当該方針に基づき対応することを周知徹底している。また不正があった場合、不正の概要についてホームページに公開することとしている。  従前より、特に大学・研究機関等の研究者と契約する場合には、研究者と直接契約するのではなく、当該大学・研究機関等の経理担当部署を通じて研究費用の検査・額の確定を実施している。  また契約にあたっては、検査手順・額の確定方法を定めた当機構の運用マニュアルを受託者に配布し、本マニュアルに基づき厳正な検査・額の確定を行っている。また、検査にあたり必要であれば現地調査を実施している。</p>
国土交通省	<p><b>【本省】</b>  「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、応募要領に研究費の不正使用等の防止に係るルールや機関経理に相応しい仕組みを備えていることを記載している。  今後とも引き続き上記取組を推進する。</p> <p><b>【海上技術安全研究所】</b>  「公的研究費の不正使用時に関する取組について(共通的な指針)」に則り、19年5月に「研究費の不正防止計画」を策定し、研究費を適切に運営・管理する枠組みを定めた。  さらに、19年8月には、研究費運営監査員を設置し、研究費の使用に関する内部監査体制の充実を図った。  《規程等》  ・研究費の不正防止計画  今後とも、現行体制において確実に経費の管理・監査を行う。</p> <p><b>【建築研究所】</b>  従前より、研究費の支出にあたっては会計部署が一括して事務処理を行っており、既に研究者自らが経費支出等に係わることができない仕組みとなっている。  また、経費の監査体制については、監事2名による内部監査及び、監査法人による外部監査を毎年実施している。  平成19年度においては、平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、体制整備を進めている。  今後とも平成20年度においても、引き続き平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、研究費の不正な使用に対する体制整備に努めて参りたい。</p>

	<p><b>【交通安全環境研究所】</b> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、19年10月に「研究費の不正防止計画」を策定し、研究費を適切に運営・管理する枠組みを定めた。 《規程等》 ・交通安全環境研究所における研究費の不正防止計画 今後とも現行体制において確実に経費の管理・監査を行う。</p> <p><b>【港湾空港技術研究所】</b> 研究所会計規程などで整備されていない事項等について、以下のとおり規程等を作成し、使用ルール、手続きを定めた。 ※ 公的研究費管理規程(H19.11)の策定。 ※ 上記規程に基づき、不正防止計画の策定(H19.12) ※ 総務課職員による検収体制の整備(H20.1) 今後とも上記を継続的に実施。</p> <p><b>【電子航法研究所】</b> 研究予算(経費)は、各研究開発課題に対する予算配分及び執行状況について予算管理システム等を用い適宜把握している。予算管理の適正化と業務運営の効率化については、独立行政法人通則法に基づく中期計画及び年度計画に明確に掲げ、これに基づき遂行している。 今後とも公的研究費の不正使用等の防止に関しては、基本的に当研究所で実施している運営費交付金による研究と同様に適正に運営・管理しているところであるが、機関として個別にルールを設ける必要性については、内部統制を構築する取り組みの中で検討していく。</p> <p><b>【土木研究所】</b> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、機関内での責任体系やルールの明確化・統一化、そして不正防止計画の推進等、管理・監査体制の整備・見直しを図っている。 今後とも研究拠点が分散していることでの上記取組への推進体制一体化等、予想される課題の解決を図るよう努めるとともに、19年度末までに推進できなかった事項について早急に整備・見直しを図れるよう努めていく。</p> <p><b>【運輸分野における基礎的研究推進制度】</b> 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に基づき、応募要領に研究費の不正使用等の防止に係るルールや機関経理に相応しい仕組みを備えていることを記載しているほか、制度全般に係る問い合わせ・相談の窓口を設置するなど、取組を推進しているところ。 今後とも引き続き上記取組を推進する。</p>
環境省	<p><b>【環境技術開発等推進費】、【廃棄物処理等科学研究費補助金】、【地球環境研究総合推進費】、【地球温暖化対策技術開発事業】</b> 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を踏まえて、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」を設け、環境省の所管する競争的研究資金制度において不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合における当該研究者等に対する研究費の執行の停止及び申請資格の制限に関し定めている。また、上記ガイドライン及び規程は環境省のホームページにおいて公表している。 上記ガイドラインの適正な運用に努め、公正で透明な資金管理を行っていく。</p> <p><b>【国立環境研究所】</b> 平成19年3月に研究費を管理・監査する体制の整備等を検討するために、「研究費の管理・監査に関する委員会」を設置した。 平成19年9月には「会計業務に係る不正防止に関する規程」を策定し、会計業務の適正な執行管理を実施している。 今後も継続的に会計業務の適正な執行管理を推進する。</p>